

平成30年第2回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成30年6月6日 開会

平成30年6月11日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成30年第2回新十津川町議会定例会

平成30年6月6日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 請願第1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する請願
- 第8 報告第1号 平成29年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第9 報告第2号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第10 報告第3号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第11 一般質問
- 第12 議案第28号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
（内容説明まで）
- 第13 議案第29号 新十津川町国民健康保険事業基金条例の一部改正について
（内容説明まで）
- 第14 議案第30号 新十津川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
（内容説明まで）
- 第15 議案第31号 平成30年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）
（内容説明まで）
- 第16 議案第32号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（内容説明まで）
- 第17 議案第33号 財産の取得について
（内容説明まで）
- 第18 議案第34号 財産の取得について
（内容説明まで）
- 第19 議案第35号 財産の取得について
（内容説明まで）
- 第20 議案第36号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
（内容説明まで）

◎出席議員（11名）

1番	進藤	久美子	君	2番	杉本	初美	君
3番	鈴井	康裕	君	4番	小玉	博崇	君
5番	白石	昇	君	6番	西内	陽美	君
7番	安中	経人	君	8番	青田	良一	君
9番	長名	實	君	10番	笹木	正文	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田	義信	君
副町長	小林	透	君
教育長	久保田	純史	君
総務課長	寺田	佳正	君
住民課長	平田	智子	君
保健福祉課長	遠藤	久美子	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	後木	満男	君
建設課長	谷口	秀樹	君
教育委員会事務局長	中畑	晃	君
会計管理者	内田	充	君
代表監査委員	山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮	正人	君
--------	----	----	---

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さんご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦ください。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今から平成30年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、鈴木康裕君。
4番、小玉博崇君。両君を指名いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
定例会の運営について報告を求めます。
青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君） 皆さんおはようございます。議長の指示がございましたので、議会運営委員会の会議内容について、ご報告をさせていただきます。

日時ですけれども、6月1日に開催をいたしました。場所、出席者は記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林副町長と寺田総務課長にご出席をいただいたところでございます。

5に協議事項について、ご報告をさせていただきます。

（1）といたしまして、平成30年第2回町議会定例会の会期は、議案等を考慮いたしま

して、6月6日、本日から6月11日までの6日間といたしたいとするものでございます。

(2) 日程でございますけども、裏面に日程が記載されておりますので、記載のとおり進めたいという趣旨でございます。

(3) 付議案件でございますけども、報告事項が3件、条例の一部改正が3件、平成30年度会計補正予算2件、財産の取得3件、計画の変更が1件、人事案件が1件、諮問1件の計14件である旨のことを総務課長から説明を受けたところでございます。

(4) 一般質問の通告、6月1日現在で5人8件の内容となっております。これにつきましては、新聞のチラシ等で、すでに町民各位にも周知をされているところでございます。

(5) 請願陳情等の受理状況でございますが、議会事務局長の方から6月1日現在、請願が1件、陳情2件を受理している旨の報告を受けたところでございます。うち請願1件につきましては、所管の委員会に付託いたしまして、内容の詳細について議論を頂くこととなっております。

以上、1日に開催されました議会運営委員会の内容について、ご報告をさせていただきます。議員各位のご協力をお願い申し上げまして、委員会報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から6月11日までの6日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月11日までの6日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、平成30年第2回定例会の行政報告を申し上げます。お手元に資料を配付させて頂いておりますので、主なものを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

はじめに、総務課関係からご報告申し上げます。

最初に叙勲の関係でありますけれども、春の叙勲として、永年にわたり町政発展にご尽

力されました元町議会議長、松葉孝文様が4月29日付で栄えある旭日双光章を受章され、5月8日に北海道知事から勲章が伝達されました。

また、永年にわたり消防職員として危険性の高い業務に従事され、社会公共の福祉の増進に寄与された元赤平市消防司令補、谷口光雄様が危険業務従事者叙勲として、4月29日付で瑞宝単光章を受章されました。

次に、表彰でありますけれども、3月9日、社会貢献活動として町道の草刈りや、文京団地駐車場の補修などの奉仕活動を行っていただきました、滝川市、極東建設株式会社様に感謝状を贈呈いたしました。

4月17日には、長年、社会教育委員として、社会教育の充実、発展に貢献されました前社会教育委員長、西田浩二様、前委員、志賀敦子様に退任にあたって感謝状を贈呈いたしました。

続きまして、ご寄附の関係でございますけれども、4月3日、奥様が、生前大変お世話になったとして町に多額のご寄附をいただきました、みどり区、佐藤章様。また、5月1日には、教育振興のため多額のご寄附をいただきました、釧路市在住の谷口次雄様。5月8日には、町政発展のため多額のご寄附をいただきました、青葉区の松葉孝文様。5月17日には、庁舎建設に際し多額のご寄附を頂きました新十津川建設協会様に、それぞれ新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただいたところでございます。

次に、3ページの上段になりますけれども、国、北海道への要望でございます。

平成31年度の事業要望については、5月24日に札幌開発建設部滝川道路事務所、空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所、翌25日には、札幌開発建設部河川事務所に対して、国道275号、451号の整備、石狩川の築堤整備及び河道掘削の早期実施、町内の一級河川の改修などについて、それぞれ要望を行ったところでございます。

次に、まちづくり懇談会の関係でございます。

町民の皆さんと直接意見交換をさせていただきたく、まちづくり懇談会を毎年開催をしているところでありますけれども、平成30年度のまちづくりの方針や役場新庁舎建設の基本設計を中心に、4月16日の花月区を皮切りに6月15日までの日程で、行政区や子育て世代、青年部の方々と懇談を行ってきているところでございます。

次に、情報発信でございます。

現在、町内で放送されている防災無線の内容が、4月1日から北海道文化放送のデータ放送でご覧いただけるようになり、防災無線を聞き逃した場合でも確認できるサービスを開始しているところでございます。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。

会計課の関係でございます。

平成29年度会計閉鎖を5月31日に閉めさせていただきました。

一般会計の歳入総額は70億9,892万4,149円、歳出総額は68億4,702万6,795円、歳入歳出差引額は2億5,189万7,354円となりました。一般財源の繰越はなく、実質収支額2億5,189万7,354円のうち1億3,189万7,354円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に積み立て、1億2,000万円を平成30年度に繰り越しさせていただきました。

これにより全基金の現在高は、65億8,251万8,887円となりました。

次に、住民課関係でございます。

人口動態でございますが、5月31日現在の人口は6,654人で、前年同期と比べ54人の減少となっており、世帯数は2,982戸で、前年同期と比べ7戸の増加となっております。65歳以上の高齢者数をみますと、2,565人と前年同期と比べ9人増加し、高齢化率は38.5パーセントと前年同期と比べ0.4ポイントの増加となっております。

人口移動が最も多い3月1日から5月31日までの人口動態ですが、転入が103人、転出が116人と、社会増減で13人の現、出生が11人、死亡が28人、自然減で17人、合わせて単純の増減では30人の減少となっております。

次6ページをお開き願います。下段の方になりますけれども、資源回収でございます。

環境基本計画に基づく事業の平成29年度の実施状況は、4月1日から3月31日までの衣服、綿製品等回収事業の回収量は3,929キログラムとなっております。衣服、靴、靴等は、業者に引き渡した後、再利用されてございまして、綿製品の回収品は業者によりウエスとして再製をされているところでございます。

本年度は、衣類等回収事業が青葉区及びみどり区で実施され、合計で300キログラムの衣類等が回収されました。今後、橋本区、菊水区及び弥生区でも同様の取り組みが実施される予定となっております。

廃食用油回収事業は、役場を含め町内7か所の回収拠点で、平成29年度1年間で709リットルを回収してございます。回収した油は、社会福祉法人明和会に引き渡し、花月サポートセンター体育館の暖房用燃料として利用されてございます。なお、本年度の5月31日現在の回収量は、144リットルとなっております。

小型家電機器の回収量は、平成29年度は8,696キログラム、本年度の5月31日現在の回収量は1,504キログラムとなっております。これらは、認定を受けた回収業者に引き渡ししており、その後分解され、電子基盤などに含まれる金、銀、白金などの貴金属や電気コード内の銅などを取り出してリサイクルされているところでございます。

次に、8ページをお開き願いたいと思います。

町税等の平成29年度収納状況は、現年度分町税5税合計の収納率が、99.82パーセントであり、前年同期と比べ0.26ポイントの増加となっております。滞納繰越分につきましては、6.65パーセントで、前年同期と比べ4.1ポイントの増加となっております。

内訳としましては、主な税目の現年度分収納率は、個人住民税が100パーセントで前年同期と比べ0.1ポイントの増加、固定資産税では99.59パーセントで前年同期と比べ0.51ポイントの増加、軽自動車税では99.89パーセントで前年同期と比べ0.02ポイントの減少となっております。

国民健康保険税は、99.88パーセントで、前年同期と比べ0.62ポイントの増加となっております。滞納繰越分につきましては、38.21パーセントで、前年同期と比べ8.36ポイントの増加となっております。

後期高齢者医療保険料は、前年度と同様に100パーセントとなっております。

ちょっと繰り返しになりますけれども、個人住民税の現年度分の収納率につきましては、昭和39年度以降、今まで達成したことはなく、実に半世紀以上の月日を経て初めて完納となったものでございます。このことにつきましては、町税の義務を理解いただきながら、担当職員の粘り強い努力が講じて完納になったものでございます。また、ここには記載してございませんけれども、現年と滞納を合わせて町税5税の全体の収納率につきましても、

99.08パーセントと非常に高い収納率となっております。これらのことにつきましては、税務担当職員のひたむきな、そして日頃の努力の積み重ねである業績の評価であるということをご報告させていただきたいと思っております。

次に、保健福祉課関係でございます。

ふるさと学園大学につきましては、5月15日に入学式が行われ、男性47人、女性128人の合計175名の入学をしたところでございます。

次に、9ページの二つ目になりますけれども、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の関係でございます。

児童手当の5月31日現在の受給者数は349人、対象児童数は596人となっております。また、児童扶養手当受給者は、母子世帯64人、父子世帯9人の計73人、特別児童扶養手当受給者は20人となっております。

次に、5月31日現在の新十津川保育園の入園児童数は、0歳児2人、1歳児4人、2歳児19人、3歳児24人、4歳児24人、5歳児13人の合計86人となっており、前年同期と比べ、8人の増加となっております。

本年度は、入園希望児童数が定員を上回るクラスがあり、待機児童が発生をいたしましたところでございます。

広域入所により滝川市江部乙保育所と浦臼町認定こども園を利用する児童が、それぞれ1人おりますので、現在2人が待機児童となっているところでございます。

送迎バスは、花月方面3人、大和、徳富方面7人の計10人の園児が利用しており、本年度につきましても、2系統をバス1台により運行をしているところでございます。

次に、10ページをお開き願います。

子育て支援センターの関係でございます。

平成29年度の利用実績は、年間開所日数が242日、総利用者数は3,226人で、前年度と比べ1,906人減少となっております。平成29年度の託児サービスの利用実績は、27回142人となっております。

平成30年度の5月31日現在の利用状況は、開所日数が41日で、利用者数は738人、前年同期と比べ274人増加となっております。

次に、放課後児童クラブの関係でございます。

平成29年度の利用実績は、登録児童数58人、年間開館日数が288日、総利用者数は5,880人となっており、1日平均では、20.4人が利用しております。

本年度においては、登録児童数は54人、5月31日現在までの開館日数が48日、総利用者数が1,112人となっており、1日平均では23.1人が利用しており、前年同期と比べ117人の減少となっております。

子ども生活応援事業でございますけれども、得きっずカードは、妊婦の方から高校生以下の子どもがいる世帯に養育する子どもの人数に応じて最大配布枚数を7枚配付としてございます。

5月31日現在のカード交付世帯数は、対象世帯数540世帯に対して、395世帯に交付をし、現在のところ交付率は73.1パーセントとなっております。

次に、ボランティアポイント事業でございます。

昨年度から高齢者や障がいのある方へ見守り、給食サービス、介護サポーターなどのボ

ランティア活動に対するポイントの付与制度を開始し、平成29年度の実績は、10団体58人、個人22人が登録いただき、1,121ポイントを付与した所でございます。

今年度5月31日現在の登録状況は、10団体55人、個人32人が登録をしてございます。

次に、12ページをお開き願います。

健康づくりの町宣言50周年記念事業の関係でございます。

5月17日新十津川保育園で健康づくりの町宣言50周年記念事業として、北海道日本ハムファイターズパートナー協定に基づき、保育園むし歯予防教室&ティーボール野球教室を開催しました。保育園児86人に歯の模型を使い、歯ブラシの持ち方、磨き方について指導し、むし歯予防の普及啓発を行ったところでございます。

次に、体力増進室等利用状況でございます。

5月31日現在の利用状況は、延べ利用者数は48日で1,480人、1日平均で30.8人の利用でございまして、多くの方が健康づくりに取り組んでございます。

また、加工室の5月31日現在までの利用状況は、延べ21団体、100人が利用しており、町内の女性のグループ活動の場として積極的に活用をしてございます。

ここに記載されておられませんけれども、6月1日に社会福祉協議会サロンを、ぴあネットワークがカフェとグループホームを開設していただきました。町民誰もが気軽に立ち寄れる居場所ございまして、人と人とのつながりをこの場所で触れあいながら、お互い助け合い、そして癒しの空間ができたことを報告をさせていただきます。

なお、社会福祉協議会の笹木会長でございますけれども、昨日、評議会を終えまして、ご勇退をされました。新会長として、佐川純、前副町長が就任されたことをお知らせいたします。今まで笹木会長には本町の福祉増進に貢献頂いたことに感謝を申し上げるところでございます。

次に、産業振興課関係でございます。

水稻の作付け予定面積でございますけれども、3,508.15ヘクタールで前年度実績と比較すると、26.32ヘクタールの減となっております。主食用米に限りましては、3,503.98ヘクタールの作付け予定となっており、前年度実績と比較すると、26.24ヘクタールの減少となっております。

次に、GPS機能付き田植機購入の補助でございます。

5月18日に、本年度から開始をいたしましたGPS田植機購入補助事業による申し込みを受けた花月地区の農家のほ場において、農業関係者や報道関係者をお招きしGPS田植機のデモンストレーションを行いました。5月31日現在の申請台数は10台となっていることとお知らせしたいと思います。

次に、14ページになります。

大雪対策融雪促進事業として、融雪剤の資材1袋に対し、町とJAからそれぞれ50円を補助するもので、5月31日に7万9,096袋、395万4,800円の助成を行いました。

過去に例がないほどの大雪に見舞われましたが、春の好天と融雪材の散布が相まって、春作業が遅れることなく順調に進んだところでございます。

次に、アライグマ対策につきましては、5月31日、6月1日の両日で、道立総合研究機構環境科学研究センターと捕獲状況について農家からの聞き取り及び捕獲箇所を確認を行うとともに、今後の対策に向けた調査方法などについて町内関係者と意見交換を行ったと

ころでございます。

6月1日引き続き、空知管内で深刻化するアライグマ被害に関する、空知管内アライグマ捕獲技術検討会が、空知総合振興局主催として、管内初めてとなって本町において開催され、管内15市町の関係者30人が参加し、先進事例とともに各自治体の現状などについて意見交換、そして報告を頂いたところでございます。

次に、地域おこし協力隊の関係でございます。

都市地域から生活の拠点を移し、地場産品の開発及びPR、農業への従事など、地域の中でさまざまな活動を行う地域おこし協力隊について、産業活性化支援員2人、農業支援員1人を4月1日に委嘱をいたしました。

産業活性化支援員1人が3年の任期満了により3月31日で退任いたしましたが、引き続き町内に居住し、活動をされているところでございます。

また、4月25日には、新十津川駅を中心とする観光などの業務を担ってもらうため、新たに産業活性化支援員1人を委嘱し、本町の地域おこし協力隊員は合計で4人となっております。

なお、現在、産業活性化支援員1人を追加募集をしているところでございます。

次に、15ページになりますが、都市と農村の交流でございます。

5月19日に国道275号の歴史街道バスツアー「町長がバスガイド」が実施され、私と雨竜町長がガイド役を務めさせていただきました。当日は39人の参加者が、浦臼駅から新十津川駅までの列車の体験乗車をいたしました。雨上がりのちょっとぐずついた天候でありましたけれども、初めて札沼線に乗って車窓から見る田植え状況だとか、山間の田んぼ風景などを楽しんでいただき、懇談をさせていただいたところでございます。

その後、開拓記念館、金滴酒造を見学し、昼からの部を雨竜町長へバトンタッチをしたところでございます。

また、本年度のファームインにつきましては、現在のところ関西方面の中学校や高等学校を中心に、18団体約600人の受入れを予定をしております。

次に、新十津川物語再放送でございます。

北海道命名150年を記念して企画されました、NHKドラマ新十津川物語の再放送が4月28日に始まり、初回の明治編、第1部の放送日に合わせ、ゆめりあで鑑賞会を開催しました。放送後にはドラマに出演した女優富田靖子さんと脚本家の富川元文さんのトークショーを行い、約300人が放送とトークショーを楽しんでいただきました。再放送は、5月5日に明治編、第2部が放送され、この後も7月14日までにかけて大正編、昭和編の再放送が予定されているところでございます。

次に、奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定の関係でございます。

本年度から開始をした奈良県在住の方が町内の宿泊施設に宿泊した際に、本町の特産品をプレゼントする、おもてなし事業は、4月2日にグリーンパークしんとつかわに宿泊をされました天理市のご夫婦に特産品を贈呈させていただきました。以降、5月31日までに奈良市からの男性1人が宿泊されてございます。

連携協定による特産品などの販売につきましては、JR奈良駅構内のうまいものプラザで、金滴丹切飴、金滴酒粕ラーメン、ミニトマトジュース等の加工品3種類を常設販売していただいているほか、レストランのランチメニューに大畠精肉店のジンギスカンを使用

したジングスカン御膳が提供されてございます。

今後も各施設において農産品や特産品を常時販売していただけるよう、協議を進めてまいるところでございます。

次に、建設課関係でございます。

その他関連事業でございますけれども、徳富川ラブリバー推進協議会主催により、石狩徳富河川緑地周辺の清掃が5月28日に実施されました。

本年は、9団体100人の方の参加をいただき、約60キログラムのごみを回収していただいたところでございます。天候と参加人数に恵まれる中、回収量は昨年度と同数となりましたが、長年の活動成果が表れている様子が伺われているところでございます。

以上、平成30年第1回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成30年第1回町議会定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

教育委員会関係ですが、3月27日の定例会では、報告5件と議案6件の説明を行いました。

議案第9号の新十津川町学校運営協議会の設置についてですが、今年度から取り組む学校運営協議会の設置について、小中連携を図るため小中学校で一つの組織とすることなどについて審議し、議決をいただきました。なお、初回となる第1回目の会議を本日開催いたします。

4月20日の定例会では、報告6件、議案1件の説明を行いました。

報告第16号では、平成30年度新十津川町新規奨学生の選定についてでございます。新規貸付者の進学先等の状況について報告し、専門学校進学2名、大学進学5名の計7人に奨学金を貸付することに対して了承をいただきました。

次に、5月15日の定例会では、報告9件の説明を行いました。

報告第19号では、4月末現在における小中学校の児童生徒の不登校の状況について報告いたしました。小中学校で計5人の児童生徒が不登校の状況にあります。この状況に鑑み、児童生徒個々の状況を踏まえ、保護者との連絡やスクールカウンセラーからの指導助言を仰ぐなどの対応を行っております。

次に、3月8日開催の臨時会では、報告1件の説明を行いました。

報告第6号で平成30年度教職員人事異動内示について報告をしたところでございます。

2ページに移りますが、小中学校関係の6月1日現在の児童生徒数でございます。小学校は312人、中学校は165人、合計で477人の在籍であります。昨年同期は、487人でしたので、比較すると10人減少しております。

教職員数合計は56人でございまして、教育環境を整えるべく、道費ではティーム・ティーチング指導や習熟度指導、さらには期限付き教諭を含め、小学校1人、中学校3人

の計4人の配置を受けております。

町費では、小学校で理科専科教員、小学1年生の学習支援サポーター、通常学級及び特別支援学級児童支援員、学校図書館司書の6人を、中学校におきましては、教育充実指導講師、学力向上推進講師、特別支援学級支援員の3人、計、小中で9人の任用を町費で行いました。このように道費、町費での人員配置を行い、複数の教員による指導体制を整えております。

次に、小学校の関係ですが、6月2日に運動会が行われました。悔いがなく笑顔で終われる運動会にしようを児童会のテーマに掲げ、初めての運動会となる1年生から最後の運動会となる6年生まで、正々堂々最後まで諦めないで頑張る様子を、議員をはじめ来賓の方と共に拝見させていただきました。また、開校10周年記念に当たり、統合前の小学校を取り入れた種目もあり、思い出に残る運動会となりました。

中学校の関係ですが、今年度第1回目の放課後学習サポートを4月23日に行い、30人の生徒が参加いたしました。学習場所を提供し、学習サポートを行う取組みとして部活動休みの毎週月曜日に実施し、今年度も前年度同様の28回実施する予定となっております。

また、5月9日から中学3年生が震災学習を兼ねて、岩手県大槌町などを修学旅行で訪問いたしました。昨年、大槌町を訪れた3年生が今年の3月の卒業式の日午後ゆめりあで行われました感謝の集いで、来場者からの募金を募り、総額5万7,204円を新十津川町民の善意として、大槌町での歌声発表と共に届けました。公民館の会場に集った町民は、新中生徒からの温かい善意に感激を受け、涙を流す方もたくさんいらしゃったと引率した國行中学校長より報告を受けました。

また、ここに記載しておりませんが、5月の29日に中学校の特設道徳映画じんじん〜其の二〜をゆめりあホールで町民とともに映画観賞いたしました。神奈川県秦野市を会場にしたテーマでございまして、目標を見失った青年が迷う中、新たに目標を持つことの大切さ、失敗を恐れない前向きに取り組む大切さなどについて、内容のある特設道徳の鑑賞授業でございました。

次に、6月1日に第1回目の英語技能検定を中学校で行い19人が受験しております。

次に、3ページに移りまして、スクールカウンセラー事業ですが、先ほども申し上げましたが、児童生徒の心のケアのために専門的な立場から、児童生徒や保護者へのカウンセリング活動をはじめ、教員への助言や個々の事例に対する適切なアドバイスが出来るように、今年度も継続してスクールカウンセラーの配置を受けてございます。

次に、今年度の小学校特別クラブの加入状況でございますが、4月16日に結成式が行なわれ、少年少女合唱団18人、獅子神楽16人、スクールバンド37人となっており、3年生以上の希望者をもって活動が開始されております。

中学校課外活動であります。5月6日、滝川卓球連盟加盟団卓球大会が滝川市で開催され、女子団体Bクラスで優勝いたしております。

次に、中学校の部活動の加入状況であります。表のとおりでございますが、全生徒の80パーセントに当たる132人が加入しています。昨年度は、146人の加入であり、14人減少しています。この要因は、生徒数の減少によることや、シニアの野球やサッカーのチームに入っている生徒もいることが要因ということでございますが、特に前年度と比較して部員の増減になった部活動につきましては、バスケットボール部員が27人と前年対比2人増

えました。減少が著しかったのは、バレー部が8人ということで前年対比7人の減、また、ソフトボール4人で前年対比6人の減、吹奏楽21人、前年対比4人減となっています。なお、中学校では、今年目標を昨年同様に、全部活動において全空知大会以上の出場、入賞をめざすということ掲げ、これから開催される中体連予選大会に向けて、生徒と指導の教諭が一丸となって現在、練習に励んでおります。

次に、4ページに移りまして、教育関係団体の役員構成ですが、PTA連合会の総会が4月27日に行われまして、会長には新中PTA会長の西川雅浩氏が選任されました。その他の教育関係団体の役員構成については、お目通しを頂きたいと思っております。

次に、学校教育関係であります。5月31日に文京区、中央区の皆さん、新十津川農業高校の生徒やボランティア団体の方により道道学園新十津川停車場線と西2線の植樹樹に、マリーゴールドやサルビアの花を植えていただき、児童、生徒が毎日通う通学路の環境整備をしていただきました。

次に、農業高校の関係でございます。今年度は25人が入学し、そのうち新中からは2人進学いたしました。

次に、高校配置計画の関係でございます。4月の25日、平成30年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が深川市で開催され、地域の意見が集約されました。このほか北海道教育委員会では、全道における意見を集約し、中学校卒業生数の状況や生徒の学習ニーズ、進路動向を踏まえ、昨日、2019年度から2021年度までの公立高等学校配置計画案を公表いたしました。

空知北学区につきましては、2020年度に深川東高校は現在3学科のところを、現在の流通経済科及び情報処理科を統合し、総合ビジネス科に学科転換し1学科とし、生産科学科との2学科といたします。また、2021年度には、滝川高校普通科も現在の5学級から1学級減の4学級の提示がされました。

また、今年3月に2021年度以降から適用する、これからの高校づくりに関する指針が策定され、本町に設置されている新十津川農業高等学校は、農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校の取扱いとして、5月1日現在の第1学年の在籍者数が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備することを原則とし、所在市町村をはじめとした地域における高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取り組みと、その効果を勘案した上で再編整備を留保します。ただし、この場合にあっても、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続して10人未満となった場合には、再編整備を進めるという方針と決定いたしました。このことから、今後、同高校におきましても魅力ある学校づくりが必要とされる状況でございます。

なお、公立高等学校配置計画案につきましては、7月に予定されている第2回地域別検討協議会でこの度の計画案について意見交換を行い、9月に公立高等学校配置計画が決定されるスケジュールになっております。

社会教育関係ですが、5月11日に第1回社会教育委員の会が開催され、委員長に中川和枝氏が、副委員長に斎藤信也氏が選任されました。

6ページをお開き願いたいと思っております。5月28日に新十津川町体育協会の表彰式が行われました。振興賞には、長年にわたりスキー協会の事務局長として、さらに、スキー連盟創立後は副会長としてご尽力された堀隆一様に振興賞を、北海道マスターズスキー技術選

手権大会で準優勝された坂林涼一様、剣道で輝かしい成績を残されました鈴木道大様、高橋緒戸様、尚武会少年部、それから尚武会中学部、新十津川中学校剣道部の方に奨励賞を吉田理事長から贈呈されました。

次に、少年団大会成績でございますが、野球でございます。5月19、20日の両日、砂川市におきまして、第40回春季少年野球大会北空知支部大会が開催され、ホワイトベアーズが昨年に引き続き2年連続となる優勝を遂げました。

また、ここに記載しておりませんが、3月21日に札幌市で開催されました第27回グレンツェンピアノコンクール北海道地区大会の低学年の部Bコースで新小2年の佐藤花さんが金賞、高学年Aコースで新小6年の清水花菜さんが銅賞、Bコースで新小6年の岩田和さんが金賞となりました。佐藤さんと清水さんは町内のピアノ教室で岩田さんは滝川のピアノ教室でそれぞれ指導を仰ぎ、今月23、24日の両日東京都で行われる全国大会に出場いたします。この3人には、今年度の新規事業として、スポーツや文化芸術活動で全国大会に出場する方に激励の意味を込めて、オリジナルTシャツを贈呈いたしました。

7ページに移りまして、株式会社北海道日本ハムファイターズ協定事業として、5月17日から27日までの4回にわたり、元日本ハムプロ野球選手の杉山俊介、村田和哉、立石尚行氏の3人のコーチによる野球教室を小中学生延べ65人を対象にして行われました。こうした実技指導が実を結び、少年野球大会での好成績に繋がっているものと考えてございます。

また、生涯スポーツ推進事業では、5月19日と26日の両日に新小グラウンドで、計60人を定員として、北海道ハイテクアウリートクラブアカデミー講師による走り方教室を行い、子供達は、運動会前に走り方のコツを教わりました。

5月2日から27日の間でございますが、計6回にわたりスラックライン教室を実施しております。このスポーツは、スキージャンプの葛西選手もトレーニングに取り入れており、6月からの土曜、日曜日に不定期ではありますが、ふるさと公園野外ステージ裏に体験コーナーを設置し、宿泊やスポーツ、合宿などふるさと公園に来訪された方が気軽に体験し親しめるようスラックラインを設置いたします。なお、指導につきましては、地域おこし協力隊の山森和也氏が行います。

次に、町民ギャラリーですが、昨日から改善センターで新十津川の四季折々の自然を撮影した伊藤、萩原、安中3人展が6月24日までの間行われております。機会があれば是非鑑賞していただきたいと思っております。

次に、開拓記念館ですが、5月2日にオープンいたしました。NHK新十津川物語が特別アンコールとして再放送されたこと、さらにはJR札幌線利用者の来館などにより5月の開拓記念館の来館者が前年対比110人増えております。このことから、気候の良い6月から8月までの間、今まで閉館としていた月曜、火曜日を臨時開館いたしまして、多くの観光客などに足を運んでいただき、町の歴史を紹介したく考えているところでございます。

また、体育施設につきましては4月29日にオープンいたしました。

平成29年度の社会教育施設利用状況でございますが、そっち岳スキー場を除く社会教育施設の利用状況であります。利用人数は10万7,846人で、前年度より5,352人増加いたしました。使用料では42万991円減少しています。

利用者が増えた主な施設は、開拓記念館が札幌線沿線バスツアー客などの来館により前

年度対比528人、また、ピンネスタジアムがイースタンリーグの開催などにより、7,313人それぞれ増加してございます。

そっち岳スキー場は、天候等による臨時休業などの影響もあり利用人数、使用料ともに前年度と比較して減少いたしました。

次に、図書館関係であります。平成29年度の利用状況は、貸出し冊数8万9,461冊で前年同期比較1,901冊の減少、貸出人数1万7,614人で前年同期比較125人減少している状況でございます。

10ページをお開き願います。

ギャラリー展示で6月1日から28日までの間、松浦武四郎とその時代と題して、同氏に関するパネルや本を展示いたしまして、北海道命名150年記念展を現在行っております。北海道の歴史に触れるコーナーとして設けておりますので、機会があれば鑑賞いただきたくお願いいたします。

以上、申し上げます。平成30年第1回定例会以降における教育行政報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで、午前11時10分まで休憩いたします。

（午前10時57分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとく、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7の一般質問は、午後1時から行うことといたし、これからは、日程第8以下の日程を繰り上げて上程し、進めてまいります。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、請願第1号、北海道主要農作物種子条例の制定に関する請願を議題といたします。

紹介議員であります鈴木康裕君より内容の説明を求めます。

3番、鈴木康裕君。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

本件につきましては、お手元にお配りいたしました請願文書表のとおり、所管の経済文教常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、報告第1号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第1号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告するということでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました報告第1号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、本年の第1回定例会において、繰越明許費の議決を頂いたもので、平成30年度に全額繰り越しの措置を行いましたので、報告をさせていただくものでございます。

議案の3ページをお開き願います。

1款下水道費、1項下水道整備費、石狩川流域下水道建設負担金、金額、翌年度繰越額ともに163万9千円、未収入特定財源は、町債150万円、一般財源は13万9千円でございます。

内容でございますが、石狩川流域下水道奈井江浄化センターの汚泥消化タンク設備更新工事において、消化タンク内部で躯体の断面欠損及び鉄筋の欠落が発見されたため、補修方法の検討、補修に時間を要することとなり、予算の繰越を行う必要が生じたことから、本町負担分についても繰越の手続きを行ったものでございます。

以上、平成29年度下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容を申し上げます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号、平成29年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告につきまして、別添の平成29年度第45期事業報告書によりましてご説明を申し上げます。

報告書の1ページをお開き願います。

事業報告でございます。

平成29年度は取締役会を4回開催いたしまして、経営状況について承認を頂いたところでございます。

また、平成30年3月30日、新十津川町への寄附といたしまして、サライの喫煙室、ふるさと公園周辺施設管理用スポーツトラクター、そして除雪機を振興公社で購入いたしまして、町へ寄附をいたしました。

総額は911万8,519円となります。昨年は現金で700万円を寄附させていただきましたが、今回は物品で寄附をさせていただいたものでございます。

続きまして、2ページをご参照願います。

業務の執行状況でございます。

1番、特産品販売事業でございますが、特産品販売PRに努めた結果、売上高は5,909万7千円、費用4,343万3千円となりまして、差引き1,566万4千円の利益となっております。

(1)の特産品発送事業でございますが、主力のグリーンアスパラは2,869件で対前年比5.4パーセント増、赤肉メロンは806件で対前年比15.8パーセント増となっております。

(2)のふるさと納税返礼品発送でございますが、振興公社発送分として合計で3,403件でございます。売上額にいたしますと送料を含め1,759万3千円で、昨年から98万6千円の減少となっております。

3ページをご参照願います。

(3)の展示販売等でございますが、計15回、町内外のイベントに出店をいたしまして、町外のイベントでは主にミニトマトや酒粕の加工品、メロンゼリーの販売を行ったところであります。

また、その中で十津川村、奈良県との三者協定に基づくPRイベントに2回参加をいた

しました。さらに、空知総合振興局主催の東京や札幌で開催されましたPRイベントにも参加をしたところでございます。

次に、3番の加工事業でございますが、売上高6,205万2千円、費用6,272万3千円となり、差引き67万1千円の損失となっております。前年対比では、メロン加工、受託加工など順調に推移しており売上高は839万8千円の増となっておりますが、生産原価の高騰によりまして差引で減益となったものでございます。この点につきましては、本年度、加工手数料などの単価値上げについて取引先の理解を得てございますので、損失は解消する見込みであることを申し添えさせていただきます。

(1)の熊笹加工でございますが、昨年度は採取者の減少、それから8月以降の笹が先枯れ、虫食いなどにより品質の悪化がございました。また、熊の出没などもありまして採取目標を大幅に下回り、原料購入量は138万9,300枚、製品の出来高126万2,708枚でございましたが、在庫と合わせまして出荷数144万9,878枚と、ほぼ前年並みの出荷を確保いたしました。

次のページに移っていただきたいと思います。

(2)のメロン果肉加工でございますが、近年、北海道メロンの人気の高まりによりまして需要が増加してございます。対前年17パーセント増となっております。

(3)のヘルシーアイスの出荷でございますが、80シーシカップにつきましては、対前年1,180個の減少でございます。ただし、4リットル製品については増加をしてございます。

(4)の受託加工でございますが、クランベリーとハスカップの加工を新規で受託をしており、売上額は187万9,555円でございます。

(5)のメロンミックス原料加工、(6)のメロン果肉取り加工の受託でございますが、ともに増加をしている状況でございます。

(7)のトマトピューレにつきましては、地元農産物加工品のトマトジャム、トマトケチャップ、トマトジュースの原料を製造したものでございます。

(8)と(9)のトマトケチャップ、トマトジャムの製造でございますが、販売数量は少しずつですが増加をしているところでございます。

(10)のミニトマトジュースにつきましては、180ミリリットル瓶を5,010本出荷したところでございまして、砂川サービスエリア関係で1,400本が販売されてございます。

また、奈良県、十津川村との3者協定によります出荷では、道の駅十津川郷350本、奈良県うまいものプラザ120本、東京まほろば館60本の出荷となっております。

次に、5ページをご参照願います。

4番、物産館レストランでございます。冬季営業時間の短縮を図る一方、ラーメンフェアの開催等によりまして売上高1,047万4千円、利益は133万7千円となっております。ここ数年、売上高は増加傾向にございます。

次に、5番、宿泊事業でございます。

サンヒルズサライとヴィラトップの2施設では、ウィークデイ料金の設定や、インターネット宿泊予約の受け付け、宿泊謝恩プランなど、さまざまな企画による運営に努めまして、売上は1億244万3千円、128万2千円の利益となっております。方面別の利用者人数、パッキングツアー、インターネット利用状況、近隣施設の利用状況につきましては(1)

から（４）に記載のとおりでございますので、お目通し願いたいと思います。

次に、６ページ、６番、業務受託事業でございます。

こちらは、物産館、公衆トイレの管理業務、町指定ごみ袋の卸販売業務でございまして、451万3千円の利益となっております。

次に、７番、受託管理事業でございます。こちらは町からゆめりあホールの専門技術員の人件費管理を受託し、売上高、費用ともに222万3千円でございます。

７ページ、８ページに貸借対照表、損益計算書を添付してございます。各部門の状況につきましては、今ほど申し上げましたので、全体額のみ申し上げたいと思います。

８ページ、一番下の表、事業別差引収益（営業利益）の表をご覧頂きたいと思います。

一番下段、計の欄で売上高２億6,356万1,534円、費用２億5,689万2,069円、差引利益666万9,465円でございます。

８ページの上の表、損益計算書の営業損益の部の一番下に営業利益666万9,465円がございまして、特別利益と特別損失、法人税等を合わせますと、当期純利益は、この表の最下段507万9,546円となります。

９ページをお開き願います。

９ページ、一番下の剰余金の処分に関する資料の項目をご参照願いたいと思います。

剰余金の処理といたしまして、当期純利益507万9,546円を前年度繰越利益剰余金に加えました、2,838万7,639円が次年度繰越利益剰余金となります。

次に、７ページに戻っていただきまして、貸借対照表をご参照願いたいと思います。

特記すべき事項のみご説明を申し上げます。

資産の部、１番、流動資産のうち、（９）の保険積立金568万2,145円でございますが、これは民間生命保険の福利厚生プランでございまして、一昨年から積立てているものでございます。この保険は、半分は損金処理することができますので、積立額の半分の額を資産として計上しているものでございます。

資産の部、３番、投資その他資産として311万円、内訳は、金滴酒造に300万円、滝川酒販協同組合10万円、北門信用金庫1万円となっております。

次に、負債の部でございます。

負債合計2,438万4,978円で、（２）の短期借入金500万円は、北門信用金庫からの短期借入でございまして、４月９日に返済をしており、現在の借入金はございません。

（３）の未払金はパート従業員の３月分賃金でございます。

次に、純資産の部でございます。

１番、資本金1,000万円、２番、利益剰余金は、先ほどの平成29年度の純利益と繰越金を加えた2,838万7,639円でございます。負債の合計と純資産の合計はそれぞれ6,277万2,617円となります。

以上申し上げます。新十津川総合振興公社第45期の事業報告とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第3号の上程、報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

なお、内容につきましては産業振興課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 後木満男君登壇〕

○産業振興課長（後木満男君） それでは、ただ今上程いただきました報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告を説明いたします。

別添の平成29年度第6期事業報告書、決算報告書に基づき説明をさせていただきます。

まず、報告書ですが、1ページに記載のとおり、平成30年5月17日に理事会の決議、5月18日に評議会の承認を受けていることを申し添えさせていただきます。

まず、第6期の事業報告でございます。2ページをお開きください。

1の農地利用集積円滑化事業関連でございますが、これにつきましては、合わせて4ページの平成29年度農地賃貸借実績一覧の表もご覧いただきたいと思います。

昨年は、第3四半期までに2件、第4四半期に4件、計6件の賃貸借契約が成立し、賃貸借面積は4ページの中段に記載されておりますとおり、田で33万98平米、畑で2万463平米、認定面積で2,509アールの実績となっております。

2の農地中間管理事業関連ですが、今年度の実績は西部地区の1件で、賃借面積は4ページの下段の小計欄にございますとおり、田で3万4,423平米、認定面積は313アールでございます。

平成28年度から経営転換協力金、耕作者集積協力金が減額されておりますことから、制度の利用者が減少しているところでございます。

3の多様な担い手の育成支援事業関連では、婚活事業を昨年9月2日に実施し、札幌市において、担い手3名と女性3名が、交流会を行っております。

新規就農支援につきましては、2名が農業継承先の農家から指導を受けながら、ハウス

8棟のミニトマトを栽培し実績を上げているところでございます。

この他、農業次世代人材投資事業、農業後継者支援規則に基づく生活基盤支援等の助成を行っているところでございます。

4の中山間地域等直接支払交付金事業関連では、前年の5集落に樺戸集落を加え6集落の事務の受託を行っているところでございます。

5のその他事業といたしましては、農作業人材マッチング事業により、水稻種まきや田植え作業の募集について、ホームページ等に掲載をしたところでございます。

また、農事組合別農業経営実態調査、スマート農業を推進するための先進的な取り組みをしている農業者や興味を持っている農業者により会議を実施した所でございます。

5ページ、6ページの月別の事業経過につきましては、後程お目通しをお願いいたします。

続きまして、第6期の決算報告書について説明をさせていただきます。

報告書の8ページをお開きください。

決算状況の貸借対照表でございますが、平成29年度は、資産合計で619万7,608円。負債の合計で106万4,665円。正味財産合計は、513万2,943円で、負債及び正味財産合計では、619万7,608円となっております。

負債の部の未払費用92万4,345円につきましては、4月支払いの複写機の使用料、燃料費、社会保険、労災等の法定福利費、新規就農者に係る技術支援助成等でございます。

9ページ、10ページは正味財産増減計算書でございますが、10ページ下段の正味財産期末残高513万2,943円が、8ページの正味財産合計欄に一致しているところでございます。

続いて、11ページが損益計算書の総括表、12ページから14ページが、損益計算書の内訳表になります。

収入、支出の総括表に基づき、決算額及び主な内容のみ説明をさせていただきます。

まず、収入ですが、公益事業計613万84円の内訳は、2の運営費負担金収入が主なものでございまして、新十津川町とJAピンネの負担金を合わせまして613万円の収入となっております。

Ⅱ収益事業計166万3,202円の内訳は、2の中山間事業の6集落の業務受託手数料161万3,000円が主なものでございます。

公益事業、収益事業及び繰越金の合計では、791万3,121円の決算額となっております。

次に、支出ですが、Ⅰ公益事業計639万2,456円の内訳では、1の農地利用集積円滑化事業35万1,221円は、リース車両に係る経費でございます。

2の多様な担い手の育成支援事業191万5,522円は、新規就農者や農業研修の技術指導に係る助成金が主なものでございます。

4のその他基本方針を達成する事業40万2,624円は、ホームページの維持管理経費。

5の公社運営事業372万3,089円は、公社管理に係る人件費、業務費、施設の維持管理費等でございます。

Ⅱ収益事業138万7,722円の内訳では、1の農地中間管理事業322円につきましては、郵券代。

2の中山間事業108万9,594円は、職員の旅費、業務費、施設費等でございます。

3のその他収益事業29万7,806円は、広告費が主な支出となっております。

公益事業と収益事業の支出合計は778万178円となっており、収入との差し引きで、次年度への繰越金は13万2,943円となっております。

科目ごとの詳細につきましては、12から14ページの内訳表を後ほどお目通しいただきたいと存じます。

なお、収益事業に係る収支につきましては、14ページ一番下段に記載がございますが、27万5,480円の黒字となっております。

15ページには、監事の監査報告書の写しを添付させていただいております。

以上、平成29年度一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

ここで13時まで休憩いたします。

（午前11時44分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

6番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 議長のご指示がありましたので、通告に基づきまして町長に一般質問をさせていただきます。

はじめに、自転車損害賠償保険等への加入の努力義務についてという内容で、質問いたします。

今年の4月1日、北海道は、自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進し、環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資することを目的として、北海道自転車条例を施行いたしました。

この条例のポイントは、サイクルツーリズムの推進、自転車の安全利用、損害賠償保険等への加入です。

今回、町長に一般質問させていただきますのは、その損害賠償保険等への加入に関するものです。

条例には、自転車利用者に自転車損害賠償保険等への加入、自転車販売業者には、購入

者に対し自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発や、情報の提供等を行うことを努力義務としてうたっております。

折しも一昨日の北海道新聞の朝刊には、自転車引き逃げ相次ぐという記事が掲載されました。これまでの自転車事故は、被害者となる事例がほとんどでしたが、最近では、自転車側が加害者となり、多額の賠償を求められる事例が出てきています。

北海道自転車条例の制定に伴う本町の対応をお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、6番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、北海道内における交通人身事故及び自転車に関わる事故の状況を説明させていただきます。

平成29年中の道内での人身事故の発生件数は1万815件、死者数は148人、負傷者数は1万2,673人でありました。そのうち自転車運転者に係る事故は、死者数が7人で全体の4.7パーセント、負傷者数は1,453人で11.5パーセントを占めております。

その事故発生の要因として、自転車側の約3割に安全運転義務違反等の違反行為が見られるという状況でございます。

なお、本町における事故発生件数9件のうち、自転車運転者が関わった事故は3件で、負傷者数は3人でありました。

さて、近年は自転車ブームと言われ、通勤だけでなく、健康意識の高まりを受け、年齢層を問わずに自転車の利用が拡大しており、道内ではサイクルツーリズムの推進による、観光振興に力を注いでいる地域が増加してございます。

その一方で、スピードの出し過ぎや交差点での飛び出しといった危険走行をする自転車運転者が後を絶たない状況になってございます。そのような背景から、平成27年6月施行の改正道路交通法では、危険行為を繰り返す自転車運転者に対し運転者講習の受講を義務付け、受講しない運転者には罰則を科してございます。

しかしながら、道内では、相次いで自転車によるひき逃げ事故が発生していることは報道等には、記憶に新しいところであります。

このような状況を受け、北海道は、自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進することを目的として、北海道自転車条例を制定し、本年4月1日から施行されたところであります。

条例には、道や自転車利用者の責務、道民や事業者の役割等が規定されているほか、ご質問にありますとおり、自転車損害賠償保険等の加入促進に関して、自転車利用者は損害賠償保険への加入に努めること、自転車小売業者は購入者に対し損害賠償保険に関する啓発等を行うよう努めることを規定し、努力義務を課してございます。

また、自転車貸付業者は、事業活動に係る損害賠償保険等への加入が、本年10月1日から義務化されることも盛り込まれてございます。

努力義務を課すに至った要因としましては、近年、自転車運転者が加害者になった交通事故では、自転車運転者側の損害賠償額が数千万円にもおよび高額化となり、事故の際に損害賠償保険等に加入していないと、損害賠償額が支払えずに自己破産に陥り、被害者側

も補償を受けることができないという事態が発生しているためでございます。

そこで、ご質問の保険加入促進の啓発や情報提供についてでございますが、この条例は4月1日に施行されて間もないため、北海道では、未だホームページによる周知にとどまり、本格的な啓発活動に取り組むまでは至っていないのが実情で、残念ながら、条例を含め認知度は低いものと認識をしております。

今後、北海道としては、自転車小売業者に対しては自転車軽自動車商業協同組合を通じて周知を行い、すでに自転車を利用している方々には、街頭啓発や安全教室等を開催しての啓発活動を展開する予定と伺っております。

また、道内の市町村に対しては、ポスターやチラシを配付するとともに、フォーラム等の開催による情報提供を行う計画となっていると伺っておりますので、本町といたしましては、北海道が、今後実施をする啓発活動と連携し、ホームページやチラシ等を活用し、住民の皆様に対し情報提供をしっかりと努めていきたいというふうに考えてございます。

町では、不幸にも事故が起きてしまったときの対策として有効な保険加入促進を進める一方で、事故に遭わない起こさないための交通安全意識の啓蒙活動が、何より重要であると考えております。その一環として、毎年実施をしております、小学生対象で自転車の乗り方や交通ルール指導がメインの交通安全教室を継続し、自転車に乗り始めた低年齢者に対するアプローチにより、その後の交通ルールの遵守に繋げてまいりたいと考えております。

併せて、昨年に引き続き、滝川警察署と連携をしながら、レインボー講座を活用した高齢者向け交通安全教室の開催を計画をしております。今年度は歩行者や自転車利用者の交通ルールやマナーの講習内容に加えて、自転車損害賠償保険加入促進の啓発を行いたいと考えてございます。

以上申し上げまして、6番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○6番（西内陽美君） ただ今の町長のご答弁では、北海道が実施する啓発活動と連携をして情報提供をしていく。また、学校での交通安全教室で自転車運転のルールの遵守をしていくというお話がございました。

そこで学校において、損害賠償保険等の周知や加入の推進をするということについて、お伺いいたします。

自転車損害賠償保険には、ご家庭で加入している自動車保険にオプションで追加できるものや、自転車事故を含む日常生活の事故を保障した傷害保険などもあります。また、自転車単体で加入する保険もあります。

自転車安全整備店で自転車を購入したときや、整備点検を受けると障害補償と賠償責任補償がつくTSマーク付帯保険がございます。

また、全日本交通安全協会では、年額1,230円という金額で賠償責任補償1億円という保険もございます。

本町では先ほど町長がおっしゃいましたように、毎年通学に自転車を使用する場合は、学校で自転車の点検を行ってから使用許可を出しておりますので、点検の機会を利用してTSマーク貼付の確認をしたり、利用許可を与える際には、保護者に対して損害賠償保険

の周知や加入を推奨することは可能でしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 新十津川の町内の子供達への損害賠償保険ということでございます。

基本的には、北海道がいろいろ啓蒙をするチラシなどを今後作る予定になっていると伺っておりますので、そのチラシを全世帯なりに配布できるものであれば配布をしながら、また、回覧をするものであれば回覧をしながら、周知の徹底を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、子供達について、どのように対応していくのかということについて、もう少し詳しくという部分になってくるかと思えますけれども、その点については、北海道のチラシ等をどのような配布の仕方、そして周知の仕方ということを考えながら、さらに保護者に向けて対応することが良い場合については、特別にそういったことを周知しながら対応していきたいと思っております。

今ほど質問のありましたように、いろんな保険制度がたくさんあります。町内の自転車業者のことを担当課から確認をすると、今質問のありましたTSカードは、販売するときにはほとんどそういうTS付きの自転車ということで販売を推奨してるということでございますけれども、そのTSについても1年だけしかないということで伺っておりますから、そのマークの付いてるか、どうかではなかなか判断しがたいということもありますので、今後、子供達が加害者になってはならないわけではありますが、その前に先ほど言った交通ルールを守る、そういう教室を徹底しながら、またさらに保護者に向けては、北海道のチラシ等をよく参酌をして、どのように配布するのか等を検討して、ちゃんと周知をしてまいりたいというふうに考えていること申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問。

はい、6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 再々質問といたしましては、中空知広域市町村圏組合で実施しております、交通災害共済に関してお伺いいたします。

交通災害共済には、賠償責任に対する保障はありませんけれども、この度の道の条例の制定を受けて、中空知広域圏の5市5町以外に幾つかの自治体で、もっと大きな運営母体をつくり、共同で自転車損害賠償への対応をするようなことについては、どのようにお考えになれるかお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今、ご質問にありました中空知交通共済の関係については、中空知の5市5町が連携をしながら、交通事故に係わる災害を受けた方への一定の見舞金を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与する相互扶助の目的とした制度でございます。

この制度の中から考えていくと見舞金ですので、賠償保険との制度の大分乖離がございます。

そして今、中空知交通共済についても、新十津川はかなり加入率が高いんですけども、全体的に加入率も低く、今後、この中空知交通災害についても、どうすべきかということ

の今、議論もしている最中になっており、この前進をするということではなく、違った意味の民間の保険だとかたくさんある状況になっておりますので、そういったことも視野に入れて検討している状況になってございます。

そのようなことから、中空知交通災害を活用してだとか、中空知全体でということには考えておらず、先ほどの質問にもありましたように、それぞれ個人が入っている自動車の保険中で付加制度として付いていたり、障害保険に入られている方とか、たくさんそういったものではクリアされている方も大勢いらっしゃるんですね。

ですから、そういうものを各自整理をして、確認をしていただくということも、今後、この賠償権の内容を使うときには、それぞれ個々が、特に子供の場合、保護者が必要になってくると思いますし、自転車に乗られる方もそのとおりだと思います。

そこをまず、先に考えていただきながら対応していきたいというふうに考えておまして、今ご質問のあった中空知交通災害の拡大なり、利用という部分では、補償の内容等も違いますので、そこは考えていないということを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは6番議員、次の質問に入ってください。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 2点目の質問でございます。

ピロリ菌検査と口腔ケアの推奨で予防医療の充実をしてはいかがですかという内容で質問をいたします。

1点目は、ピロリ菌の検査についてです。

29年度の町の検診では、胃がん検診を受けた509名の方のうち、2名の方が胃がん罹患していることが分かりました。町が実施しておりますバリウムとエックス線による胃がん検診は、早期発見に効果がありますが、国のがん対策推進基本計画でも目標として掲げる、がん罹患しないための予防対策を早急に講じていただきたいと思います。

現在、最も有効な胃がん予防対策として、ピロリ菌感染の検査と、感染していた場合の除菌治療が行われるようになってきています。

ピロリ菌は、胃炎や胃潰瘍の原因であることが判明しており、感染が胃がんのリスクであることは科学的に証明されています。

胃がん侵される人を減少させる施策として、がん罹患する前に胃がんを予防する効果を期待できるピロリ菌感染の検査を導入してはいかがでしょうか。これが1点目の質問です。

2点目は、口腔ケアの推奨についてお伺いいたします。

口腔ケアは、虫歯や歯周病の予防だけではなく、誤嚥性肺炎や発熱、インフルエンザの予防に効果があり、がんなどの手術の前後に口腔ケアを行うと、副作用や合併症を減らし、入院日数も短縮、医療費抑制の効果が大きいことが分かってきました。

本町の保健活動におきましては、口腔ケアは、妊娠中の女性や乳幼児対象事業となっておりますが、成人保健、高齢者保健活動にも取り入れ、推奨、普及に取り組まれてはいかがでしょうか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、6番議員さんの2つ目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、胃がんの原因は、1994年に世界保健機構において、ピロリ菌が明確な発がん作用がある細菌であるとの認定をしてございます。しかし、ピロリ菌の他に喫煙、食塩の過剰摂取、果物や野菜の不足等も関係しているといわれてございます。

また、ピロリ菌検査は、国の指針による胃がん検診の対象にはなっておらず、検診としての有効性等について引き続き研究を行っている状況でございます。

しかしながら、ご指摘のあったように胃がんのリスクを知るための検査としては、有効な検査といわれてございます。

ピロリ菌の除菌治療の保険適応は、平成12年に消化性潰瘍に対する除菌治療が承認され、その後、平成25年にピロリ菌感染胃炎に対する除菌治療が承認されてございます。このことに伴い、内視鏡件数及び内視鏡的早期胃がん切除件数が増加をしており、除菌自体の効果というより、内視鏡検査件数の増加等が胃がんの死亡者数減少に寄与している可能性が示唆されております。

胃がん検診ガイドラインでは、ピロリ菌検査は、対策型検診としての実施を推奨しないこと、死亡率の減少効果が不明であることなどの有効性が不明確であるといわれてきてございました。

そのような中、検査を実施する体制が整わなかったため、札幌商工診療所に委託をしている春と秋の集団健診では、ピロリ菌検査は実施しておりませんでした。

しかし、ピロリ菌検査は、前段で説明したように、胃がんのリスクを知るためには有効であることから、本町においても、検査の実施体制が整った札幌厚生病院の巡回ドックでは、平成28年度から、新たにピロリ菌検査をオプションとして、全額自己負担で実施をしてございます。

6番議員さんのご質問にあったピロリ菌検査の導入については、今後は、集団健診においてピロリ菌検査を行い、抗体検査が陽性になった場合、医療機関の受診を勧奨し、除菌治療につなげることで、胃がんの早期発見及び予防に有効と考え、検査の実施体制が整い次第、ピロリ菌検査を実施する方向で検討したいと考えております。

次に、口腔ケアの推奨、普及でございませう。

本町の歯科保健活動の中では、妊娠中の女性、乳幼児、保育園児、幼稚園児、学童を対象に歯科健診、フッ素塗布、フッ化物洗口を行い、むし歯の予防、早期発見治療を勧める対策を中心に事業を展開してきてございます。この効果は、成人になってからも将来の口腔ケアの重要性を認識することにつながっているところであります。

町民全体にむけての成人及び高齢者に対する歯科保健事業は、広報や各健康教育による知識の普及や、あいうべ体操等の口腔体操の実践を普及することを中心に実施してきました。また、介護保険制度の中でも、ブラッシング指導等の口腔ケアの支援を実施しております。

また、今後の対策といたしましては、個別の口腔ケアに対する意識向上に向けて、健康診断結果説明会等の個別相談の場を活用して、歯や口腔の健康づくりに対しても指導をしていきたいと考えております。特に、あいうべ体操は、口呼吸を鼻呼吸に改善し、免疫力はアップしインフルエンザ予防にも効果があると言われておりますので、より積極的に普

及を進めるとともに、広報等による啓発活動、また、あらゆる機会を捉え、歯、口腔の健康づくりの意識を高める対策を推進してまいりたいと考えております。

なお、今年健康づくりの町宣言50周年記念健康フェアにおいては、町内の歯科医師の協力を得まして、歯科健診、歯科指導を行う予定になっておりますことも申し添えまして、6番議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、再質問ございますか。

再質問を許します。

○6番（西内陽美君） まず、ピロリ菌感染検査につきましては、検診体制が整い次第、実施しているだけというご答弁いただきまして、大変心強い思いをいたしております。

ピロリ菌に感染しましても、すべての人が胃がんになるわけではありませんが、感染者の約8パーセントは、75歳までには胃がんになると設定されております。

胃がん患者の約98パーセントが感染しているという数字もありますし、やはりピロリ菌に感染していない粘膜に、胃がんが発生することは、極めてまれであるということが明らかになっておりますので、この度の町長のご答弁を大変ありがたくお聞きいたしております。

再質問といたしましては、実施する段階ですが、具体的にいつ頃から導入をされるのか、この秋からの健診に導入されるのか、それとも年度を越えてということなんでしょうか。具体的な予定が分かりましたら教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

それから口腔ケアにつきましても、積極的な実施をしていただけたらというご答弁をいただきました。確かに口腔ケアは、8020運動というのが平成元年から実施されてますけれども、その当時は、本当に達成率が約7パーセントほどで、残ってる歯の本数が平均4本か5本程度だそうでございます。昨年6月に発表された結果では、約51.2パーセントと大きく上昇しておりますので、こういった8020運動の中身、その年代別によってケアの仕方が違うということ、例えば、子供ですと学校給食後の歯磨きですとか、年代が進めば義歯、入れ歯の洗浄などでもかなり効果があるということも詳しく載っておりますので、ぜひ、こういったことも進めていただきたいと思っております。大変、詳しいご答弁いただきましてありがとうございます。以上で終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ピロリ菌検査、具体的にどのように進めていく考えかという質問の趣旨にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、医療機関の体制が整ってからということで、先ほどの質問でお答えをさせていただきましたけども、もし整ったというふうに仮定をした場合、できれば平成31年度から実施をしていきたいというふうに考えております。

内容につきましては、集団検診の中で進めていくということで考えておりまして、この検査についても、回数は1回、個人に対して1回というふうに制限をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、検査の内容というんですか、ヘリコバクターピロリ菌抗体検査ということで、

血液検査、集団健診の中でやりますので、短時間でやれる方法、幾つもある検査方法ありますけども、この短時間でやれる血液検査の方法を取り入れて、そのピロリ菌検査をやっていくということで考えております。

なお、今、がん検診やなんかでもワンコイン検診ということで推奨しておりますので、このピロリ菌検査を導入する場合も、このワンコインで導入できるように対応していきたいというふうに考えてございますので、その内容についてもご理解いただければというふうに思っております。

このピロリ菌検査についても、後段のいわゆる口腔、歯の健康についても、それぞれ町民の皆さんが健康で長生きをしていただくための必要な手だてだというふうに考えておりますので、この手だてを町民の皆さんが大いに活用して、長生きをしてもらう、健康長寿になってもらうということを進めさせていただきたいというふうに考えていることを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、よろしいですか。

以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

次に、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） 議長のご指示がございましたので、通告に基づき、私の方から質問させていただきたいと思っております。

一つ目の質問ですけれども、有害鳥獣対策、特にアライグマの事について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、アライグマの生息域が全道的、全国と言っていいかなと思っておりますが、かなり拡大してきております。捕獲数も、年々各地で急速に増えてきているということで、このアライグマにつきましては、年48パーセントの増加率ということから、かなり雪だるま式に増加してきている現状があります。

特に道内においては、空知がほかの地域よりも捕獲数が多い状況にある中、本町においても平成27年には70頭、平成28年には69頭、そして昨年度、平成29年度には110頭と増えてきております。今後、ますます増えていくことが想定されている中、農業被害の拡大が危惧されると同時に、在来種に向けての生態系への影響、または人体に係わる病原菌のリスク、そういったことも危険性として危惧されている状況になっております。

本町においては、対策として、現在、箱わなの貸し出しを行い農業者等による自主的な捕獲を呼びかけると同時に、今年度は生息調査を行い、効果的な防除対策を検討するという事になっておりますが、この繁殖力のかなり強いアライグマの対策は、急がなければどんどん増えていってしまうという状況になります。

それで、今後のアライグマ対策について、次の2点についてご質問をしたいと思います。

一つ目、住民による捕獲促進に向けた更なる取り組みをどのように行っていくか。

二つ目、捕獲頭数が、今以上に増大することにより、現在、行政対応ということで捕獲されたアライグマの殺処分を役場の方で行っておりますが、その対応は今後も継続していただけるのかどうか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、4番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今、田植作業も順調に終え、これから野菜などの園芸作物の栽培が本格化してまいります。農家の皆様が大切に育てた作物に大きな被害をもたらしているのが、有害鳥獣のとりわけアライグマであります。

本町のアライグマの捕獲頭数は、ご質問の内容にありましたとおりであります。10年前の平成20年は8頭でありました。いかにこの時、少ない時に全道的に捕獲をしておけば良かったのかということが悔いが残るということでございますけれども、今は、本当に多い状態になってございます。

本年度は、今この5月末現在で18頭捕獲をしており、過去最高の昨年と同じペースとなっております。

また、農事組合を通して把握をしてございます。アライグマによる農作物被害額は、平成27年度で25万6,667円、平成28年度は18万5,314円、平成29年度は46万7,479円と年々増加をしており、作物別ではスイートコーンの被害が最も多い状況となっております。

町といたしましては、平成29年2月に農業者向けにアライグマの習性や効果的なわなのかけ方などを専門業者から説明を受けるアライグマ講習会を開催し、広報3月号には有害鳥獣対策特集を組み、アライグマを繁殖前の春に捕獲することの有効性や、アライグマが好むエサ、箱わなの貸し出し方法等についてお知らせするなど、効果的な捕獲の情報を提供し、意識啓発に努めているところでございます。

また、貸出用の箱わなについては、捕獲をする方の利用ニーズに柔軟に対応できるよう、今年予算で10台を追加購入しているところでございます。

しかしながら、本町におけるアライグマの捕獲数は、年々増加しておりますので、生息数も増加しているのではないかと推定されます。町内のみならず、生息域が北海道全域に広がっている現状から、危機感を持って対策を推し進めなければならないと考えております。

昨年の第4回定例会におきましても、本町の鳥獣被害対策についてのご質問がございました。役場や関係機関が有害鳥獣対策全般に係る意識啓発や効果的な捕獲の情報を提供し、連携して有害鳥獣対策への取り組みを積極的に推進する公助、地域ぐるみでの有害鳥獣対策に取り組む共助、そして自分の大切な農作物を守るために、自ら積極的に捕獲に取り組んでいただく自助、それぞれの役割の中で効果的な有害鳥獣対策を行っていかねばならないという、基本的な考え方を述べさせていただいたところであります。

また、アライグマの生態をしっかりと把握するために、専門的な機関であります北海道立総合研究機構に調査を依頼する旨を回答したところでございまして、このことから、去る5月31日、6月1日の2日間、北海道立総合研究機構に本町に来ていただき、被害農家の現地確認を行うとともに、関係者による意見交換会を開催いたしました。今後においても継続的に検討会議を重ね、アライグマの行動特性や生態について追及をしていただき、適切な場所において捕獲できる有効性を高めていきたいというふうに考えてございます。

また、意見交換会に合わせて、空知総合振興局主催によります広域的な実態把握と管内市町の共通認識を深めるため、空知管内で初めてのアライグマ捕獲技術検討会を本町で開催したところでもございます。

この会議においては、これまで解明をしていないアライグマの生態や習性があることを踏まえ、農業被害実態の正確な把握、捕獲密度による個体数の推定、そして、これまでの駆除方策の効果の検証などについてしっかり調査研究を行った上で、有効な戦略を立てていくということで、広域的に取り組むことの重要性についても改めて認識を深めたところでもございます。

一方、当面のアライグマの個体数を減らすため、並行して駆除を行うことも重要であります。熱感知センサーカメラなどICT機器を活用し、アライグマの動態を調査するとともに、各市町がこれまで培ってきた箱わなのエサの種類や設置方法などを空知総合振興局が中心となって取りまとめ、情報を共有していくことも話し合われましたので、本町においてもこれらの情報を町民の皆さんにフィードバックし、効果的なアライグマの捕獲に向け体制を構築していきたいというふうに考えてございます。

なお、今回の会議において、今進めるべきこと、また、しっかりとした調査研究に基づき行なわなければならないことについて協議がなされましたので、今後も関係機関、近隣市町と一致協力し、アライグマ対策を進めてまいります。生息数や捕獲頭数が増大することで、農業者の自助の限界も懸念されるところでございますので、捕獲や処理に係る費用等につきましても、必要な支援策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上、4番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の答弁の中に、北海道総合研究機構、また空知総合振興局との連携で、今、効率的な捕獲に向けて取り組んでるというお話がありました。

まさに本当に効率的に1匹も多く、1頭でも多く、やっぱりみんなで地域ぐるみで獲っていく、捕獲していくということが、まず大事なというふうに思っております。

まず、その捕獲に関しては、やはりその捕獲する人を増やしていくこと、それと捕獲しようとする意識を向上していこうと、この2点がとっても大事なというふうに感じておりますが、このアライグマ、現在、鳥獣保護法によって捕獲が規制されているというふうに言われております。ただしかし、この規制はされていますが、外来生物法による防除実施計画の確認認定を受けることで、狩猟免許を持ってない人でも捕獲に携わることができるようになるという状況にあります。

本町には、平成28年に新十津川町鳥獣被害防止計画というのが策定されております。その中において一つの課題としては、やはり捕獲者及びわなの数量から捕獲可能な頭数に限界がありますという課題があって、その課題を解決する取り組みとして、今お話をしました外来生物法に基づく防除実施計画を作成して、技術講習会を開催すると。

そして、箱わなにおける捕獲できる方、防除従事者を増やしていきますという計画を立てておりますが、現在この計画に載せてある防除実施計画の作成と防除従事者の講習会の実施、また、従事者の増員等の現状について、二つ目の質問でお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをさせていただきます。

今まさにアライグマの捕獲については、新十津川がキーになって、北海道立の専門機関、

専門の技術屋さんのいる組織、さらには道を動かしながら、今、そのことが動きつつあるということでご理解をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

そういった動きの中にありますので、いろんな制約というよりも、北海道全体でアライグマを駆除していこうという機運が今、ともに意識として、道だとか各市町も共通認識になってきていると思っております。

私も、今までも北海道だとか国に要請をしていきたいという話をずっとしてまいりました。要請もしているところでありますけれども、そのことがしっかり道でも認識をして、新十津川での会議も道が主宰になってやっていただいているということが、まさにそういったことに動き出しているということでもありますので、こういったいろんな制約もしっかり対応しながら、アライグマの駆除が精力的にしていかなければならないというふうに考えておりますので、そのことについて私も、しっかり空知なり北海道と協議をしながら、しっかりアライグマのいろんな防止計画というものがありますけれども、ともにやっていきたい。それはもう本当に農業者が、汗水、丹精込めて収穫のその日だとかにアライグマがその農産物を傷めるということが、今までも分かっておりますので、そういったことのないように1頭ずつ細かい作業になってまいります。

今日の新聞にも道新の記者が書いていたかと思っておりますけれども、本当にマラソンランナーのようにしっかりと、ずっと長い期間の中で駆除をしていかなければならないというふうに思っていますし、そのことは連携してしっかりとそのことをやっていくように、共通理解のもとに精力的にやっていきたいということを申し上げたいと思います。

なお、もう一つ駆除の体制ということでは、まさにいろんな周知の方法だとか工夫しながら、町民の皆さん方にもご理解できるようにしていきたいと思っておりますし、今年度はいろんな検証をして捕獲をする、その有効性の場所もちゃんとそういったことが更に深まっていくというふうに考えておりますので、そういったことがうまくできるような工夫もいろいろ研究もしていきたい。

そして、今は捕獲は農業者がしていることが主でありますけれども、捕獲した後の処理についても、別な組織で今やっていただいておりますけれども、そのことも職員OBが、ちゃんとうまく連携をしながら対応をしていただいております、今の状況では、その処理の体制については問題はないというふうに考えております。

捕獲をする農業者がある程度頭数が増えても、そのことの処理体制については、今の職員OBが持つ組織人数の中で、今、駆除をして、わなを返すということについては、対応は当面はできるというふうに理解をしてございますので、そのことを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

はい、4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 先ほどのちょっと質問の中で、ちょっと私の認識では、誰もかれもがアライグマを獲ることがちょっとできないと。ただ、防除実施計画の策定によって、その技術講習会を開催することによって、その狩猟免許を持ってない方でも、要は防除従事者になり得るよというふうに、私はちょっととらえてまいりました。

それで、こういうことをやっていきますよというものが、新十津川町鳥獣被害防止計画の中にしっかり明記されていたので、ぜひ、この計画を策定し、技術講習会をすることに

よって、多くの方が捕獲従事者となり得るだろうということから、ぜひ、これをしっかり押し進めて防除従事者を増やしていくという対策が必要なのかなということがまず1点と、それと、やはりその獲るという認識を高めるもう一つの施策として、今の箱わなの数を増やしていただいたということですが、実際、1人1個までしか借りれなかったりしていると思います。獲れる方のところは、もう仕掛ければもうすぐかかるような状況で、できれば二つ貸していただきたいというニーズもあるというふうにも聞いておりますし、また、今後もこの箱わなについてはずっと貸し出しを行っていくのか。

また、できれば多く獲れる所は農業者において自己購入をしていくということを考えていくのであれば、その購入費の助成について考えていくべきではないか。

また、少しでもこういったアライグマを捕獲することによって、地域にとってとても有益ということを考えみて、有害鳥獣捕獲奨励金等の対象にして、アライグマを捕獲した場合については、一頭2,000円とか1,000円とか、そういった奨励金を支払うという行政も出てきております。

そういった、まず人を増やす方策、それと捕獲するという意欲の増進に向けた取り組みを、今一度ぐっと押し進める必要があるのではないかなというふうに思いますので、最後に町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 先ほど鳥獣被害防止計画の中で質問あって、少し私の回答が漏れていました。失念をいたしました。

今ほどの再々質問の中にありましたように、この鳥獣被害防止計画の中で、しっかりと技術講習会で講習をし、従事者証を発行した場合については、わながかけられるということでもありますから、こういったことについても広めていければというふうに考えておりますが、これも理解もしていただかなければならないということでもありますから、それはまず、そういったことの周知が町全体として、農業の町を維持をするという共通理解も必要なんだろうなと思ってございますので、そういったことをうまくからみ合わせながら、そういう理解を進めていきたいというふうに考えております。

それから、農業者に向けての貸し出し用のわなについては、今年10台購入をいたしました。が、まだまだそういう充足する台数であるかどうかということは、よく検討しなければならないというふうに思っております。

現時点では、貸出期間の延長だとか、今ほどご指摘のあった複数台の貸し出しなど、そういったものについては柔軟に対応し、まず今できることを精力的にやっていきたいと考えておりますので、このことについては柔軟に対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、農業者が自己で購入した場合の助成なり、それに奨励金だとかという質問がございました。一回目の質問の中で回答させていただいた中の最後に、必要な支援策を検討してまいりたいということをお申し上げました。

これは、ヒグマのいわゆる生態、そして捕獲の有効性などを考えるとともに、そのことを進めるに当たって、どういうことを行政として農家の皆さんと共にやっていくことがいいのかということも考えていきたいということでございまして、ある意味そういう箱わな

は自分で購入することがいいということになった場合については、さらに以前やった箱わなの購入費一部助成だとか、今、ご質問のあった捕獲に対しての奨励制度についても、他の市町での事例もございますので、そういったことも考えながら、うちの町としてどういうことがアライグマの駆除がうまく進んでいくのか、全滅させるためのそういう対応として、しっかり皆さんの理解のもとでやっていくことがいいのかということ、今年1年しっかり考えて、来年度に向けてその対策をしっかり上向きにしていきたいということだけ申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、4番、小玉博崇君、二つ目の質問に入ってください。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは、二つ目の質問に移らさせていただきます。

二つ目の質問は、災害想定による減災対策について伺いたいと思っております。

近年、気象の偏向により、集中豪雨が各地で発生し、短時間に想定外の雨量を観測する事態が生じてきております。

本町においては、今年の2月に100年に一度、また1,000年に一度の大雨を想定した洪水ハザードマップを作成し、町民に周知するとともに、災害を想定することによる減災への対策を講じています。

地域に起こりうるあらゆる災害想定を知るということは、災害による被害を極力少なくするためには大切な情報であることから、次の2点についてご質問をしたいと思います。

まず一つ目ですが、石狩川、徳富川以外の河川氾濫想定についてお伺いしたいと思います。

先ほどもお話したように、今回のハザードマップは、石狩川、徳富川の氾濫想定はされておりますが、本町においては、小さいものも含め多数の河川があります。そういった河川の氾濫想定について、現在どのようになっているか。

二つ目、集中豪雨による都市型水害想定についてということで、今、気象偏向により1時間に100ミリを超える雨量、また200ミリに迫るような非常に大変な雨量が短期間に起こる、そういった事態が各地で起こっております。川があるところから浸水するというよりは、川がなくても排水できずに浸水するという、要は都市型水害というのが各地で出てきている中、本町においてもこの都市型水害想定については、どのような想定になっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、二つ目のご質問にお答えさせていただきます。

河川が氾濫したときの浸水想定区域につきましては、平成27年5月20日の水防法の改正により、想定し得る最大規模の雨量の区域に拡充され、洪水により甚大な被害を生ずる恐れがある河川として指定されてございます石狩川と徳富川において、1,000年に1回の確立を想定した浸水想定区域図が公表されたところであります。

このことを受けて町では、住民の円滑かつ迅速な避難を確保して洪水被害の軽減を図るため、これまでの洪水ハザードマップを見直し、平成30年の2月に全戸配付により町民の皆さまに周知をさせていただいたところでございます。

浸水想定図の作成には、例えば、石狩川の場合ですと500メートルごとに右岸、左岸、それぞれに堤防が決壊するシミュレーションを行って解析をする必要があり、多大な費用と時間を要することから、国、道が重要と指定している河川、すなわち石狩川や徳富川で行われてございます。

本町には、石狩川や徳富川のほかに樺戸川、総富地川などの北海道が管理をしてございます河川が13ございます。北海道による詳細のシミュレーションに基づく浸水想定区域図の作成予定は、今のところございません。

しかし、北海道では簡易な解析方法による洪水氾濫危険区域図の作成を今、進めてございまして、平成31年までに関係市町村に周知する予定で進めているところでございます。

本町といたしましては、北海道から提供される洪水氾濫危険区域図について、具体的にどのような内容で作成されるか、現段階では分かりませんので、その資料を受け取った後に、活用について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、北海道では、防災対応としていち早く河川水位の上昇具合を把握するため、町内の総富地川などの河川5か所に水位計の設置するように予定をしてございます。そして、ホームページ等により防災情報として水位情報が周知されることから、その活用について検討して考えたいと思っております。

ご質問にありましたように近年は、局地的な豪雨が多発してございます。気象台のほか、国、道との連携を密にして、災害が予想される場合には、速やかに大雨情報や河川の増水情報を得て、町民の皆さまに、台風が本町に接近する時刻などの情報を伝達することで被害の軽減に努めているところでございます。

続きまして、もう一つの質問の集中豪雨による都市型水害の想定について、お答えをさせていただきます。

近年、地球温暖化に起因する集中豪雨の発生が多発しており、本町においても十分配慮すべき事項と考えております。

集中豪雨による被害想定として、シミュレーションによる解析は行っておりませんが、例えば、記録的短時間大雨情報が発令される、時間雨量100ミリを超える、いわゆるゲリラ豪雨に見舞われた場合には、道路の排水や河川の排水処理能力を越える雨量であるため、まさに都市型に近い被害が考えられます。

この場合、洪水ハザードマップで想定するような長期に及ぶ被害は無いと考えられますが、集中豪雨が何時間も継続する場合には、一時的に床下や床上浸水などの被害が発生する可能性があります。

そのため、被害を最小限に食い止めることから、速やかな避難対応が必要でありますので、防災無線や行政区長を通じて、町民の皆さまや自主防災組織への速やかな情報伝達に務めていく考えでございます。

また、住民の皆さまにおかれましては、自助、共助による防災、減災意識の向上を図っていただきたいと考えてございまして、町では、防災に関する専門知識と資格を有した地域防災マネージャーを防災専門員として9月から配置する予定であり、町民の皆さまの命を守る対策や、各行政区に設置をしていただいております自主防災組織の防災機能の充実などを図り、地域防災力の向上を図っていききたいというふうに考えていることを申し上げ、4番議員さんのご質問に対するご答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 小玉君、再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 先ほどの徳富川、石狩川以外の河川の浸水想定については、実は、私が今住んでいる文京区で非常に今話題になっているところで、このハザードマップにおいては、私達が住んでいる文京区は比較的安全区域になっておりますが、ピンネシリから流れる砂金沢川だとか、そこから出てくる総富地川、それは本当に文京を通過しているわけでございます、あの川が溢れたら、きっと文京は水に浸かるのではないだろうか。でもどうなんだろうかというところから、今回質問をさせていただきました。

やはり町民としては、ここ近年の天候の偏向によって、自分の地域が本当に安全なんだろうかというところが非常に気になっているところです。そういったことから、ぜひ、その地域地域に則した防災計画というか、ハザードマップといいますか、そういったものを、やはり将来作っていただきたいなというふうに考えております。

それと今、町長がお話があったように、自助、共助という中では、そういった被害を受ける可能性を知ることで、自分達の行動というのも見えてきますので、ぜひ、いち早く、こういった13河川の状況については、住民に周知をしていただきたいなというふうに思っております。

それで次の質問ですけれども、今、本町においては各地域で自主防災組織ができました。で、今、お話したように、各地域地域によっては実情が大分違ってきます。高齢者数も違うし、住んでいる方の状況、また、社会資源の状況も違ってきております。

今後、今本町においては、町全体の防災計画等はできておりますが、今後やはり地域に根差した、それぞれの地域の実情に合ったそういった防災の計画、ないしは、その自主防災組織の取り組みを進める上で、先ほど地域防災マネージャーのお話もありましたが、その辺の取り組みについて、お伺いしたいなというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域の皆さんが、そういう河川の氾濫だとか危険を感じる、そういう心配をしていただくことが、そういう災害なり大雨があったときの人命を守るための一番大切な避難につながっていくというふうに考えており、そういう今はゲリラ豪雨だとか、いろんな竜巻だとか、予想しないことがいつ何どき起きるか分からないという状況になっておりますから、それぞれそういう認識をしていただくことが、防災意識の高まりにつながっていくというふうに考えており、非常に大切なことだというふうに思っております。

ご質問にあります13河川については、まず町の方で受けとめて、どのような周知ができるかについては、一度検討した中で、それぞれの地域にお戻しをしたり、町全体にお戻しをする、そういうような方法を考えさせていただきたいというふうに思っておりますので、いずれかの方法ではお伝えをしますので、そのことはお誓い申し上げたいというふうに思います。

それから、それぞれの地域において今ほどご質問あった高齢とか資源だとか、いろいろ状況が違います。そういったことを考えて、地域に即したそういう防災計画が必要ではないかという質問の趣旨かというふうに思います。

後段、私の一回目の答弁でお答え申し上げたとおり、地域防災マネージャーということで、専門員を今9月から配置をすることになってございまして、その方を各地域に、それぞれの行政区に出向いて、その地域に合った自主防災組織の機能、そして、高齢者だとか地域のそういう状況を見た中で、どのように自主防災組織なり、自助、共助が高まっていくのかということを経験的な検知、さらには関係機関と連携もする、そういう情報伝達も含めて、そういったものを機能を高めていきたいということで考えてございまして、その地域防災マネージをしっかりと資格のある防災専門員を置いてまいりますので、その役割として、各地域の自主防災組織の機能を高めていきたいということでございます。

繰り返しになって大変恐縮でありますけれども、そのことがそれぞれの地域において、より安全な防災機能が高まっていくというふうに考えてございまして、そのことを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか、再々質問。

はい、再々質問を認めます。

○4番（小玉博崇君） では、最後に質問させていただきます。

本年8月には、3年に1回の総合訓練があると思います。今、町長のお話があったように、各地域でいろいろな取り組みに向けてこれから進めていくと思いますが、今後もこの総合訓練3年に1回を継続していく考えなのか、それとも今後は、各地域ごとでやろうとしているのか、この辺、この総合訓練についての今後について、最後ご質問させていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） お答えさせていただきます。

総合防災訓練については、基本的には3年に一度のスタンスでやっていきたいというふうに考えております。

これは、なぜならと申しますと、各関係機関、いわゆる自衛隊なり警察なり、防災ヘリの出動なり、河川事務所の有している装備なり、いろんなことを工夫しながら連携をして3年に一度大きな防災訓練という形で進めておりますので、そういう大きな訓練については3年に一度進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

今年の訓練についても、避難所を中心とした訓練でございまして、それぞれ各地域の自主防災組織のそれぞれの自主防災の機能がしっかりと認識できるように、人を集めたりする、そういったことをしながら、いわゆる訓練場所である新十津川小学校の体育館の方に移っていただくという訓練をさせていただきますので、このことについては、今回参加をしていただく各行政区の自主防災組織も一緒に動いてもらっての訓練というふうに考えておりますので、これは双方向的な訓練になっていくというふうに思っております。

小学校の体育館では、簡易の段ボールベッドだとか、いろんな今までにない訓練もしながら、その訓練の内容に変化をもたらしながらやっていく考え方でございます。

ただ、その訓練が今までも何回か継続しておりますので、その訓練の方法については、再度検証して、いい訓練なり、その地域においての先ほど言った防災専門員における訓練など、いろいろ工夫をして進めさせていただくとを申し上げ、再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。
ここで、14時20分まで休憩いたします。

（午後 2 時09分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 2 時20分）

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問を続けます。

次に、2番、杉本初美君。登壇の上、発言願います。

〔2番 杉本初美君登壇〕

○2番（杉本初美君） 議長の指示をいただきましたので、これより通告どおり一般質問をさせていただきます。

役場庁舎の開庁時間の延期についてですけれども、町長にお伺いいたします。

世の中の出来事が自然界あるいは人間界にかかわらず多様に変化されてきております。経済の状況の変化や雇用関係等により、働く女性が増加しています。役場が開いてる時間帯に、役場に行くことが困難な人が多くなっております。

他の自治体では、事前予約で夜間、土日祭日に証明書等の受け取りが可能であったり、週1回、19時まで開庁していたり、3月のみ土日曜日を開庁しているところもあります。

町民の利便性の向上を図るため、本町においても開庁時間の延長や土日曜の開庁に取り組んではいかがか、お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、2番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今ほど質問の中にありましたように、近年、生活習慣の多様性や共働き世帯の増加、家族人数の減少など社会情勢は変化をしており、来庁できる時間は限られていることから、一般的に住民サービスの一環として、平日の時間延長や休日開庁を実施している自治体が都市部を中心に見受けられているところであります。

さて、本町の戸籍や住民票等の各種証明書の昨年度の交付件数でありますけれども、5,630件ございます。開庁日1日当たり平均で約23件、交付件数が最も多い3月で、1日当たり約32件であり、都市部に比べると件数的には少ない状況にあると思っております。

このような状況や、来庁者から時間延長を求める声が聞こえていない現状を考えると、都市部と違い開庁時間延長への住民ニーズは、さほど多くないものと捉えております。

また、開庁時間の延長や土日祝日を開庁する場合、戸籍や住民票等の証明書発行に留まらず、保険医療、子育て支援、介護福祉など窓口すべてに及ぶことが想定されます。

そして、今叫ばれている働き方改革の推進をしなければならない中、特定の職員に対し超過勤務を強いる勤務体制を維持するためには、様々な課題を解決しなければならない必要がございます。

そのようなことも踏まえつつ一方では、共稼ぎ世帯も多い状況も伺えますので、今後の方向性を検討するにあたって、まず、どの程度のニーズがあるのかを把握するため、戸籍や住民票等の証明書交付業務に限り、3月末の平日を対象にした開庁時間延長の試行的な

実施をして、今後これが必要かどうかの検討をしていきたいということを申し上げ、2番議員さんの質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 2番議員、再質問はございますか。

再質問を許します。

○2番（杉本初美君） 答弁ありがとうございます。

都市部に比べますと、本町は利用者も少ないかもしれません。また、コストや職員の体制の面を考慮するところもあると思います。

しかしですね、役場は、町民へのサービス、利便性の向上を図ることが根本的な施策ではないかと思っております。

サービスの用途とは異なりますが、過疎化された地域で、たったひとりの高齢者の通院、買い物のためにバスを運行し、サービスをしている自体もでございます。

それで、事前予約で本町独自の施策で臨時窓口で証明書の受け取りをできるようにしたらどうかと、お伺いしたいところではございましたけれども、先ほど町長の答弁にございましたので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） もう一度、町長から答弁いただきますか。いいですか。

それでは以上で、2番、杉本初美君の一般質問を終わります。

次に3番、鈴木康裕君。登壇の上、発言願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、町長に一般質問をさせていただきます。

この6月の定例議会というのは、稲作農家にとって一番大事な田植え作業が終わって、一段落ついてほっとした時期であるということでもあります。新十津川中の田んぼが一面緑になり、美しい風景を醸し出し、出来秋に期待を寄せて次の農作業に励む、そんな時期でもあります。

この春私は、個人的な事情から稲作の機械利用組合をやめ、畑作専業農家になったわけですが、そんな私にも田植え期間にお手伝いの要請があり、大和のある先進的な農家に約一週間お世話になったわけでもあります。いわゆる派遣さんといわれる方と一緒に作業をしたわけですが、その中で強く思ったことを今回の一般質問のテーマとさせていただきます。

本町農業分野の人手不足対策についてであります。

皆さんもこういうチラシを目にしたことがあると思います。ピンネ農業公社の4月だったと思いますが求人広告でございます。募集1として、田植え補助、時給1,500円、期間5月20日から。募集2として、トマト収穫、時給850円、6月1日から9月いっぱい。

このような田植え時期またはトマトなどの収穫に、ピンネ公社を通じて農作業のパート労働者を募集しています。以前は人員の確保も比較的容易で、求人を満たしていましたが、最近では時給をかなり高くしても人が集まらなくなってきたという話を聞きます。

ピンネ農協でも人材派遣会社を通じて農作業の労働者を供給しているところではありますが、近年はその必要数に達していないケースもみられます。

このような状況は、本町農業の産地縮小にもかかわる問題であり、農協や公社だけに任せてはいけないと私は考えます。

そこで町として、今後どのような対策を講じるのか、外国人労働者、外国人実習生の受け入れも含めて、町長はどう考えるのか、その見解を伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問にございましたように、農業分野における人手不足については、深刻な問題になっていることは十分に認識しているところでございますが、農業分野に限らず、商工業者や林業者、さらには、福祉分野の保育士等、あらゆる分野で人手不足になっているのが現状でございます。

ちなみに、平成30年2月の北海道労働局のデータでは、道内の有効求人倍率は、1.14倍であり、農林漁業の職種の有効求人倍率においては、2.21倍となっており、極めて厳しい人手不足となっていることが数字上でも明らかでございます。

町内の建設業者では、雇用確保が困難であることから、その対応を外国人に求めるため、実際に海外に足を運び面接等を行っているところもあると聞いており、本町における人手不足対策の必要性を痛感しているところであります。

農業分野の人手不足対策につきましては、ご質問にございましたとおり、JAピンネにおいては人材派遣会社を通して労働者紹介を行い、ピンネ農業公社においては農作業マッチング支援事業により、不足している労働力を補うための対策を講じてございます。

町としましても、根本的に農作業の省力化を進めることが農作業の労働力不足に有効であるという考え方から、側面からの支援として、スマート農業の推進を図っているところでもございます。

これら事業の展開につきましては、JAピンネ、ピンネ農業公社、町の三者において、それぞれの立場と役割を分担する中で、協議を重ねながら進めているところでございまして、JAピンネ、ピンネ農業公社だけに任せているということではなく、連携をしっかりとってその課題克服に向けて前向きに取り組んでいることをご理解いただきたいと思います。

昨年6月から開始をいたしました農作業マッチング支援事業の実績について申し上げたいと思います。

平成29年度は、労働力を希望する農家の登録が6件、希望人数が全体で15件あったのに対し、雇用につながったのは1件、1名と聞いてございます。今年度は、農家の登録数が12件で、登録人数が29名となっており、前年度の倍の登録がございました。求職問い合わせについても、7件の問い合わせがあったようですが、このうち2名の雇用を予定しているとの報告を受けてございます。

雇用が希望人数には達していない状況ではございますが、まちづくり懇談会においても、農家での仕事の情報がほしいとの意見もあり、今後もピンネ農業公社と連携を更に強化をし、当該事業の周知の徹底を図り、労働力を希望する農家と、働きたい町民のマッチングを進めてまいるところであります。

次に、本町におけるスマート農業推進の具体的方策でございますが、本年4月よりGPS機能の付いた田植機の導入に係る費用の一部を助成をしてまいりました。GPS田植機は、直進時に自動操舵できる機能を有し、田植機への苗の補給に係る労力の省力化が期待

できるものであり、5月31日現在で10件のGPS田植え機の購入申請を受けている状況でございます。

購入して実際に田植え機を使った方においても、昨年の状況からみて、日数さらには延べ作業人数も減じているという状況も確認をしているところでございます。

この助成事業につきましては、助成対象者に対し導入効果を更に詳しく報告を行っていただくこととしており、既に提出された報告書は、今説明したとおりでございまして、いわゆる労働力の軽減につながっているものと考えております。

このほか、ドローンの受講費用補助や水田センサーの試験導入など、今後も農作業の省力化に向けて、農業公社と連携しスマート農業をしっかりと推進していくこととしているところでございます。

さて、前段が長くなりましたけれども、ご質問にございます、町として外国人雇用等も含めた対策をどう講じるかでございますが、外国人の雇用につきましては、2015年の農林業センサスのデータでは、常勤で雇用する農業経営体の雇用人数のうち、外国人就業者数の占める割合は9.5パーセントとなっており、その大半が技能実習生であるとのことでございます。

外国人実習生の受入れについては、厚生労働省が所管する外国人技能実習制度などがございますが、本町の農業者が必要とする短期間労働に対する人手不足への対応は難しいものであり、外国人の雇用については、住宅の整備や言葉の問題等、雇用環境を整備するために検討しなければならない課題が数多くあることとございます。

このことから、まずは町内における希望労働力と働きたい方の両方の情報を更に把握し、それらをマッチングさせることで農業者の負担軽減と町内の雇用の促進に繋げてまいりたいと考えております。

また、スマート農業につきましても、今後一層推進をしてまいりますが、スマート農業では対応できない人的な仕事は今後も残るものと思われまじし、経済財政経営運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針におきましても、一定の専門性、技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要があるとして、今後、人で不足解消策として、新たな外国人材の受け入れは増えていくものと思慮されます。

それらのことも踏まえ本町といたしまして、外国人を受け入れた事業者の実績や課題等も確認しながら、条件が整った際には、労働力不足への対策の一つとして外国人の雇用についても検討していかねばならないものと考えております。

今後も本町の基幹産業である農業をより安定させ、将来に向かって発展させるため、JAピンネ、ピンネ農業公社、町の三者がより連携を深めながら、労働力不足の解消を図ってまいりますことを申し上げ、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 3番議員、再質問。

はい、再質問を許します。

○3番（鈴木康裕君） ただ今、町長からの現在の状況及び対策についてお話がありました。丁寧な説明誠にありがとうございました。

今年の農協の人材派遣の要請の資料が5月末現在でございます。新十津川町で水稻播種作業を要請された派遣人数397名、田植え時期には3倍の1,021名、合計1,418名の要請がございました。これは、前年対比148パーセントと5割増しの状況になっております。

実は、これは要請だけの人数で、実際に来た人数を把握しておりません。実際、朝行ったらですね、3人要請したのに1人しか来なかったというのは、今から農家の方が農協に文句を言って把握するような状況でございますので、実際どれだけ来たか実績というのが、まだ分かっておりません。

また、農業新聞にいろんなことが書いてありましたので、ちょっとその辺を紹介したいと思います。

これは5月3日の農業新聞ですか、農水省は、人手不足による産地縮小を食い止めるため、農作業の省力化や労働力の確保対策に乗り出す。品目や産地ごとの実情に応じて、労力軽減のための作業体系の見直しや、省力化に役立つ技術導入、ほ場整備などを支援し、人手不足に対応した産地づくりを後押しする。政府の農林水産関連予算への反映を目指すとあります。

しかしながら、大変な現状は、実は畜産酪農の方であります。

5月18日の農業新聞、北海道では、特に規模拡大で従業員を増やす酪農家が増加。いわゆる用畜作業員の有効求人倍率は、2017年度、全国では2.8、北海道では何と4.7を記録しております。正社員を募集するが、応募がない。時期を1,500円、夏場は2,000円でパートを募集するが集まらない。ヘルパーやコントラクターなども含めて、雇用条件の見直しが必要だと。引っ越し代の助成や月4、5日の休みが当たり前の酪農業界で、柔軟な休日設定を受け入れるべきだという改革の動きもあります。

続きまして5月25日、2015年時点での先ほど申された、農業分野の外国人就業者は9.5パーセント、2万1,000人いるそうです。農業センサスで年間7か月以上契約で働く日本人の常勤雇用数を調べると、2015年は22万人と、2010年比で6万6,000人増えております。外国人就業者数を上回るペースで増えている現状であります。

外国人就業者の常勤雇用人数が多い地域を見ますと、茨城県が2010年、49パーセント、2015年では34パーセントに低下、長野県でも2010年の37パーセントから19パーセントに大幅に減っています。いずれの地域も、日本人の常勤雇用数が大きく増えたことが背景にあり、都市の若者が農村での暮らしを目指し、移住するといった田園回帰の動きが強まっているとの見方もあります。

一方、十勝管内の酪農家で組織する外国人技能実習生管理団体、JAクラウド事業協同組合が、ベトナムからの助成実習生の受け入れを増やしているとの記事を5月26日にございます。昨年、外国人技能実習制度が見直されたこともあり、責任者、指導員、講習の義務化など、受け入れ農家の責任を高め、実習生が安心して働ける環境を作ろうとしています。

そして昨日、6月5日の農業新聞、政府が農業など人手不足が深刻な業種を対象に、外国人が日本で働くことができる新たな在留資格制度を創設し、試験に合格した外国人を対象に、最長5年の就労認めるもので、来年4月創設を目指しているそうであります。

同様の内容が、今朝の北海道新聞、政府は5日、経済財政諮問会議を開き、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針の原案を示した。経済成長の下押し圧力となっている人手不足を解消するため、外国人労働者の受け入れ拡大に踏み込んだ。具体的受け入れ業種は示されなかったが、農業、建設、宿泊、介護、造船の5分野を想定。必要な技能と日本語能力の試験に合格すれば、5年間在留できる。そういう新たな資格が得られる

と、そういう記事でございます。

このような日本の中での動きを踏まえ、新十津川町で農業分野の人手をどうやって確保するのか、どうすべきなのか、改めて町長の考えを伺いたと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほど3番議員から、いろいろ農業新聞を基に時系列にいろんな動き、さらには昨日の農業新聞にも、今このようなことだとか、先ほども私の説明の中にもありましたように、骨太の方針、今これ詳しく出ているものであります。その中で外国人の受け入れ体制、冒頭もそういった中でお答えをさせていただいたところでありまして、今、日本全体として労働力を外国人に求めていかねばならないということが、政府で決めているというのか、今後、そのことを積極的に推進していくということでございます。

ただ、先ほども、特に農業の場合、田植えだとか、そのスポット的な人材確保という部分では、非常に外国人のいわゆる労働力ということでは難しいことが一つ想定されます。

それはやっぱり、来ていただいたときにはやっぱり長期間、年間通しての雇用体制だとか、そういったものがないと相手側にもその働く、双方良い環境でないと、そのことがマッチングとしてはならないのではないかなというふうに考えてございます。

そのマッチングなりを双方良い形にできるかどうかということで、たくさんの課題があるわけでありまして、その課題が解決したときには、当然、外国人を入れなければならないというふうに考えております。

この課題がうまく解決できるのか、いわゆる生活の問題、地域とのこういう触れ合いの問題、そして安心して共に生活できる意味では語学の問題もあります。今、国の言っている農業の方では、Nの4、いわゆる語学の能力が低い方で良い。でも実際は低かったらコミュニケーションもできなくて、いわゆる働かせる側の農業者の方が、今度、相手に言葉が通じなくて、逆に不用になってきたり、そういうやっぱり言葉の弊害というのはどうしても出てくると思います。ですから、このNの4以下でいいというような国の考え方は、新十津川には合わないと思います。

逆に、言葉が一番必要なところで、Nの1とか2とか高い語学力があつて、お互いに会話をしながら、農業の必要性、重要性を認識して、その人手として自分が新十津川の農業者の一員となって働きがい、やりがいがあるというようなことになれば、外国人の受け入れが可能になってくると思います。

ただ、いろんなそういうものをちゃんとクリアできるかどうか。そういったことをしっかり確認をしながら、外国人の導入についてしっかり検討していきたいというふうに考えておりまして、それは、一朝一夕に何でも行くのではなくて、一つ例えば、短期間的にそういった農業の経験をしていただいて、地域だとか農業者との理解が得られるかだとか、生活が先ほど言った、うまくお互いにできるかだとか、いろんなことをお互いにクリアして、確認をしていながら、そういった外国人の受け入れを進めていきたいというふうに考えておりまして、今すぐ来年からということではなく、ちょっと長期的な期間というか、あまり長い期間にはならないと思いますけれども、できるだけ早い、そういうこと早く解決をして、できるだけそういう課題解決に向けて確認をしながら、人手不足の解消には対応していきたいというふうに考えていることを申し上げ、それともう一つだけちょっと付け

加えさせていただきたいんですけども、考え方、町の考え方として、移民政策ではなく、やはり今5年ということの国の制度がなっておりますし、将来10年にするという方向性も見出されております。

ですから5年、10年というスパンの中で、そういった一定の期間の中での労働力がうまく循環して、その母国に戻って農業経験が生かされる。そういうことを中心にしながら、外国人の受け入れ実習が可能かどうかということ模索をしていきたいということを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問。

それでは、再々質問を許します。

○3番（鈴木康裕君） 実は私も、外国人労働者、実習生の受け入れは反対であります。

5月17日の農業新聞でございます。外国人技能実習生の失踪数が急増していることで、受け入れ農家が対策に頭を悩ませていると、そういう記事がございます。法務省のまとめでは2017年の外国人技能実習生の失踪者数は7,089人と、過去最高を更新しております。インターネット交流サイト、いわゆるSNSの普及で情報収集が容易になり、より高い報酬の職場を求めるケースが多いと見られています。

失踪については、一部の劣悪な受け入れ態勢が報道でクローズアップされることが多いのですが、近年は、より高い報酬の職場を求め、研修期間が過ぎても日本で働きたいと、失踪するケースが目立つといたします。

日本語のレベルが高い人材は、都会のコンビニなどに行ってしまうことが多く、農業より飲食店で働く方が環境が良いと、そういうふうに聞いたと。

また、失踪に抵抗のない仲間もいると。こういうふうに外国人の方が言っていることもございます。

やはり日本国内のことは、日本人で解決すべき問題ではないのかと、こう思う次第でございます。

5月10日の記事、JA全農大分、労働派遣支援で、年間を通じて作業員を確保し、2017年度、その数が延べ1万5,000人に達したそうであります。農閑期に作業員をつなぎとめるのが課題だったのですが、キャベツの作型を増やして周年栽培する体制を整え、1年を通じて一定の作業量を確保する、そういうことで克服したと記事にはございます。

5月15日の記事、オホーツク管内JAびほろでは、ニンジンなどの収穫作業を担当するJA職員が、繁忙期の農作業支援事業に取り組んでいます。労働力不足や後継者がいない生産者14戸に出向いて作業をしております。

また、旭川市では基幹産業である農業の生産振興策、担い手対策などの施策立案のスキルアップにつなげるため、市の農政部職員8人が農作業を体験し、生産者と意見を交換し、現場での課題を探っております。来年度以降も継続し、農繁期の人手不足の解消策として、今後、新規採用の市職員、大学生、サークル、ボランティアなどにも声をかけ、支援の輪を広げていくということです。

我が町でも、新規採用になった職員に対しては、自衛隊の体験入隊を行っているところですが、農業が基幹産業である我が町では、ぜひとも農業実習を取り入れてもらいたいと、そういうふうに思うところあります。

最後に5月31日の農業新聞、高齢化などを背景に労働力不足が起こっている農家を支援

しようと、神奈川県ＪＡさがみはらは相模原市と協力し、市民を援農ボランティアとして育成する研修講座を開いております。昨年までの修了生は約600人。今年度も市内在住者を中心に25から73歳の66人が受講している。農家からは、援農者のおかげで規模を維持できる、なくてはならない存在と高い支持を得ています。

講座は3種類、ビギナーコースは1年目、サポートコースは2、3年目の受講者が対象で、農業の未経験者でも段階を踏んでステップアップできるように工夫をしております。水田での援農を想定した水田コースも用意し、幅広い依頼に対応しております。こういう素晴らしい取り組みをやっておる、そういうところもございます。

私は、この援農者が農家を支える相模原市の制度を、ぜひ新十津川でも取り入れていただきたいと。すべての町民が講座を受け、援農支援員として田植えなど、トマトの収穫作業などお手伝いができるようになれば、我が町の米づくり、野菜づくりなども永遠に続けられる、そういうものと確信するところであります。

来年もしくは再来年の6月に、我々議員も町の理事者の方も幹部職員、議会を傍聴に来ていただいている皆さんも、この場にいる全員が新十津川の田植えの終了を祝い、日やけしたたくましい姿でこの定例議会に臨み、再会できることを切に望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。町長のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 3番議員から非常に熱い思いで、いろいろ資料を整えていただきながら質問をしていただきました。

基本的なまず考え方ですけれども、先ほどの質問では、まず町内のマッチングを進めていく、そしてスマート農業を進めていく。でも、きっとそれでもうまくその人材的な確保が困難であるということが予測されるだろうというようなことから、外国人も視野に入れながら、十分そういう検討していきたいと思っっているというお答えをしたつもりであります。

その一番今質問にあったように、外国人の逃げているというんですか、それも全部承知しております。ですからそのことは、やっぱり双方が良い状態でないとだめだと思いますし、言葉が通じ合って、共に農業に対する理解をして働くんだということの意欲なり、自分の認識なり、その双方の理解があって共にそのことがなし得られるというふうに思っておりますので、そのことができたときには、外国人の労働者の確保があり得るだろうと。まずは他にもありますけれども、そこがまずあると思いますから、双方がウィンウィンの形になっていかないとだめだと思います。そのためには、語学が必要だというふうに思っっているところであります。

今ほどありました、いろいろ農業実習の話しましたけど、今年、ＪＡピンネの若手職員も農業実習に行ったって話も伺っております。田植えの作業の手伝い、さらには最後、田植え機にも乗って、農業者の春の忙しい体験をして、農協職員として農業者への身近なその体験をして、非常に親近感と、農業の全く土と触れていなかった方も、土に触れて農業の必要性、重要性ということは分かったということも、ある人から私も伺っているところであります。

町の職員については、今、私どもは自衛隊の訓練をしてございますけれども、農業の実習も考えてはどうかということでございますけれども、実習するときには、やはり人手として

いくことも、こちらは訓練、研修という立場であっても、向こうは人手として考えられたら、そこはマッチングしていかないし、そこにいろんなせっかく体験させてみたいというところが、そうでない場合も出てくるんです。必要な人材として働いてもらいたいというようになったら、逆にミスマッチになって理解することが、理解できなかつたり、全体の農業者に均等になっていくのかどうかだとか、いろんなそういう不均衡というのですかね、そういったこともありますので、今は農業実習ということは考えてはいないことを申し上げたいと思います。

もう一つ質問中で一番大きかった、相模原市の事例を出していただきました。援農支援員というのですかね。援農しながら農業の町として全員が農業を支える担い手になって、農業を前進をしていく方法が良いのではないかとということであります。

そのことについても、今やっていることはマッチングと類似していることだと思います。マッチングができれば、このことと同じようなマッチングの人数が多ければ、この人数が増えて援農支援員になって、相模原方式になっていくのかと思いますけども、現在、いわゆる町場にいる方々も共稼ぎが多くて、なかなかそういうマッチングの人材として手を挙げてくれない状態になっておりますので、そこが何とか意識として1時間でも2時間でも空いている時間、そこが何とかできるようになればということで、先ほどのチラシと同じように、いろんな子供のいる世帯に向けても、まちづくり懇談会の場でも周知をしているところでもありますので、まずは今やっている制度を高めながら、その援農支援につながるように前進をさせていきたいと思います。

ちょっと先は大分長いかもしれませんが、町民の空いている時間をうまくPRをしながら営農がうまくサポートできる、そういうことを目指してまいりたいということをお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、3番、鈴木康裕君の一般質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、町長に2点一般質問させていただきます。

まず1点目、役場職員の職場環境についてでございます。

近年、セクハラ、モラハラ等、さまざまなハラスメントが問題になっております。このような中、5月22日付け北海道新聞に、道内主要企業85社を対象にしたセクハラについてのアンケートの結果が報道されておりました。

誰でも平等な環境と立場が保証されている中、残念ながら最近の報道を見る限りでは守られているように感じられない職場も見受けられております。

本町においても、役場職員に対して各種ハラスメントが起きないように、すべての職員が安心して仕事ができる環境が必要と思われませんが、町長はどのようにお考えになられているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんのご質問にお答えをいたします。

基本的にはその通りでございます。1番議員さんのご指摘のとおり、職員が安心して仕事ができる職場環境をつくることは、大変重要であると考えております。もう、これで終わりたいところではありますが、質問を頂きましたので、少し内容を付け加えさせていただきます。

ハラスメントは、仕事上の立場や力関係の差を背景に、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたりするなど、精神的にも肉体的にも苦痛を与える行為であり、職員のモチベーションの低下や、最悪の場合ストレスによる疾患につながる可能性もあることから、絶対にあってはならないことであると認識しております。

ハラスメントが無く、職員がその能力を十分に発揮できるような状況を確認するためには、職場として明るい雰囲気を保ちつつ、役場職員として正しい倫理観を備える重要性和町の方針を職員に対して伝えております。

なお、職場全体のハラスメントに対する意識や理解が深まることが重要であるとの認識から、これまでも政策審議会や朝会などにおいて、指導啓発をしているところでございます。

このほか、ハラスメントの未然防止、早期発見のため、職員の体調面や行動の変化をいち早く感じ取ることができるよう、日頃からコミュニケーションを深めるとともに、上司と部下との共通認識、意思疎通を図るため、今現在人事評価制度による面談や、日々の業務の中での対話を重視し、相談しやすい環境づくりに努めていることを申し上げ、1番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） この件は、よろしいですか。

再質問を許します。

○1番（進藤久美子君） 町長におかれましては、絶対にあってはならないというふうに、私と同じ認識をいただいて、ご答弁をいただいたこと大変うれしく思います。

でも、この各種ハラスメントについては、当事者がそのようなつもりでなくても、相手の受け方次第によっては、いつでも、どこでも、誰にでも起こることが想定されるのではないのでしょうか。

このようなことを解消するには、やっぱり人間関係が最も大切だと思われれます。上司が部下思いやる、部下が上司を尊敬する、そういうような気持ちになれば、この各種なハラスメントについては防ぐことが可能だと、私はそのように認識しております。

絶対にあってはならないことではあります。もし万が一そのようなことになったときの対応策も、この際考えておく必要があるのではないかというふうに、私は考えるところです。

あってしまったから対応策を探すのでは出遅れてしまいますし、また、もしそういうことがあったら誰に相談をして、どのような体制がつけられているのかということが、当事者に分かっていたら相談もすることもできるでしょうし、ある程度の対応もできると私は考えます。

万が一あったときの体制づくりについて、町長はどのようにお考えになりますか、そのこともお伺いさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） はい、再質問にお答えをさせていただきます。

冒頭のお答えをさせていただいたとおり、うちの役場では、管理職と部下職員が、それぞれコミュニケーションを深めて、そういうことのないようお互いが、お互いの人格を尊重し合いながら、そして、仕事にまい進をするというようなことで進めさせていただいてるところであります。

仮に、万が一あった場合ということでもありますから、あった場合には、適切な対応をとらなければならないと思っております。

被害者が、その上司に言えない場合は、総務課というポジションがあって、人事担当の総務課長に言う。さらには副町長という総括をする、人事をまとめる副町長がおられますから、そういった形の中で聞き取りをするだとか、今言われた場合は、被害者というんですかね、そういった場合の誰に申したらいいいのかということでもありますから、当事者の管理職に言えない場合には、今ほど言った総務課長だとか、副町長などに聞いて、ちゃんと状況をちゃんと相手の立場になって聞き取って、親身に相談にのって、それが本当にセクハラなのかどうか、しっかり適切な対応をとっていきたいということをお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、次の質問に入ってください。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） それでは2点目お伺いさせていただきます。

手話言語環境整備についてでございます。

本町では、まちづくり読本にも書かれていますように、障がい者福祉の充実に力を注がれているところに、敬意を表したいと思うところであります。

空知の中では、岩見沢市、三笠市、赤平市が既に手話言語条例を制定するなど、手話言語の環境整備に進めている自治体が徐々に多くなってきていると思います。

そこで、町長にお伺いいたします。本町における、手話言語の環境整備について、町長はどのようにお考えになっているか、お伺いさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんの2つ目のご質問にお答えを申し上げます。

まず、本町の障がい施策については、基本理念であります、支え合い、共に暮らそう、笑顔あふれる、しんとつかわの実現に向け、本年3月に第3期の障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画を策定したところでございます。

この計画に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する中で、手話通訳者等の派遣支援のサポート体制は整備されており、町内在住者の方が社会生活上必要な手続きや教育、文化活動などを行う場合に派遣申請を行い、必要と認められる場合に、町が手話通訳者を派遣します。

なお、その際の派遣に要する本人負担額は無料となっております。

また、必要に応じて手話通訳者の養成講習の実施及び講習修了者の手話奉仕員への登録

制度も行えることとなってございます。

本町においては、現在23人の方が難聴等による身体障害者手帳をお持ちですが、近年、手話に関する相談実績や、具体的な事例等も受けていない状況にございます。

そのような状況下、本町としては北海道や札幌市等の他自治体で制定している手話言語条例等の制定についてはまでは考えておらず、現在あります障がい者への支援を適切に対応してまいりたいことを申し上げ、1番議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

再質問を許します。

○1番（進藤久美子君） 町民における手話言語の状況は理解することができました。

本町では、小中高校生にもいろいろな機会を設けて、福祉作文等々のそういうのを書いていただいて、福祉に関心を持っていただいて、いろいろな素晴らしい作文を書かれていることも私も承知しております。

小中学校における、手話とか、そういうのに関する勉強会とか、小中学生に手話を必要とする人の権利とかを勉強させる機会、またはそういう機会を設けることが予定されているのか、そういうことがあるのか、町長に再度お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 学校での中学生に対する福祉教育というのですか、福祉のそういった内容がうまく子供達に伝えられているのかという質問かというふうに思います。

中学校では、職場体験だとかして、今、1年生から3年生までいろいろ役割分担をしながら、特に3年生になると福祉の部分について、今質問にあったような障害者の立場というのですか、重りを足につけたりだとか、車いすに乗ったりだとか、いろんな訓練を、訓練というのか、障害者の相手の立場を理解するというのですか、そういったことをしてございます。

そのことは毎年、学校の授業の中で、いわゆる総合学習中などをうまく活用して進められており、新中タイムという中学校で行われている、確か10月頃だったと思いますけども、そのときには職場体験の様子に加えて福祉の状況が、それぞれ中学生がそれぞれ体験した内容を参観者、さらには、町民の皆さん方に披露をして、障害者の立場を理解しておりますし、一部においては手話を勉強して、手話をしながらそういったことも進められていきますので、うちの中学校では適切なそういう福祉に関する体験なり、学習がされていることを申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろいですか。

以上で、1番、進藤久美子君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

ここで15時30分まで休憩します。

〈演台撤去〉

（午後 3 時14分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 3 時30分）

◎議案第28号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第28号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第28号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、11ページをお開き願います。

提案理由でございます。地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額並びに国民健康保険世帯の被保険者の軽減措置の改正を行い、国民健康保険事業の適切な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第28号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

主な改正内容といたしましては、地方税法の一部が改正されたことに伴う改正といたしまして、課税限度額の引上げと軽減判定所得の拡充を行うほか、新たな国民健康保険制度の安定的な運営を維持するため、税率を見直す内容となっております。5月17日に開催しました国民健康保険税審議会での審議を経て、今回、改正を行いたいとするものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明を申し上げますのでご覧願います。

まず、第2条につきましては、課税額の算定方法と課税限度額の規定で、第1項の算定方法につきましては、国民健康保険制度都道府県単位化に伴い、それぞれの課税額の定義について規定の整備を行うもので、第1号に基礎課税額を、第2号に後期高齢者支援金等課税額を、第3号に介護納付金課税額を新たに号立てし規定しております。また、2ページ後段の第2項では法改正に伴い改正された地方税法施行令の規定に基づき、基礎課税額の限度額を現行の54万円から58万円に改めるものでございます。

次に、3ページ後段をご覧ください。

第3条から第9条の3までは、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の算定方法について、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割の4区分にて規定してございます。

まず、第3条から第5条の2までは、基礎課税額について規定してございます。

第3条第1項は所得割額について、基礎控除後の総所得金額等に乗じる割合を100分の

10から100分の9に改めることとしてございます。

4 ページに移りまして、第4条は、資産割額について、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分に乗じる割合を100分の46から100分の40に改めることとしてございます。

第5条は、被保険者均等割額について、1人当たり31,000円から29,000円とするものとしてございます。

第5条の2は、被保険者に係る世帯別平等割額について、第1号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で31,000円から29,000円に、5 ページに移りまして、第2号は特定世帯で15,500円から14,500円に、第3号は特定継続世帯で23,250円から21,750円とするものとしてございます。

次に、第6条から第7条の3までは、後期高齢者支援金等課税額の算定方法について規定してございます。

第6条は、所得割額について、基礎控除後の総所得金額等に乗じる割合を100分の1.7から100分の1.5に改めることとしてございます。

第7条は、資産割額について、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分に乗じる割合を100分の8から100分の7に改めることとしてございます。

第7条の2は、被保険者均等割額について、1人当たり7,500円から7,000円とするものとしてございます。

第7条の3は、世帯別平等割額について、第1号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で5,500円から5,000円とし、6 ページに移りまして、第2号は特定世帯で2,750円から2,500円とし、第3号は特定継続世帯で4,125円から3,750円とするものとしてございます。

次に、第8条から第9条の3までは、介護納付金課税額の算定方法について規定してございます。

第8条は、所得割額について、基礎控除後の総所得金額等に乗じる割合を100分の1.5から100分の1.2に改めることとしてございます。

第9条は、資産割額について、土地及び家屋に係る部分の額に乗じる割合を100分の9から100分の8に改めることとしてございます。

第9条の2は、被保険者均等割額を9,000円から8,000円とし、第9条の3は、世帯別平等割額を7,000円から6,000円に、それぞれ改めるものとしてございます。

次に、国民健康保険税の低所得者等に係る軽減措置に関する改正についてですが、これは第21条で定めております。

7 ページ中ほどの第21条第1号は、7割軽減措置に関する規定でありまして、総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円を超えない世帯に対し、アでは均等割額を21,700円から20,300円に改め、イでは平等割額について、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を21,700円から20,300円に、(イ) 特定世帯を10,850円から10,150円に、(ウ) 特定継続世帯を16,275円から15,225円に改め、ウでは後期高齢者支援金分の均等割額を5,250円から4,900円に、エでは後期高齢者支援金分の平等割額について、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を3,850円から3,500円に、(イ) 特定世帯を1,925円から1,750円に、8 ページに移りまして、(ウ) 特定継続世帯を2,888円から2,625円に、オでは介護納付金分に係る均等割額を6,300円から5,600円に、カでは介護納付金分に係る平等割額を

4,900円から4,200円に、それぞれ改めるものでございます。

同条第2号は、5割軽減措置に関する規定でありまして、軽減措置の適用範囲を求める際に用いる被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの加算額を270,000円から275,000円に改め、アでは均等割額を15,500円から14,500円に、イでは平等割額について、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を15,500円から14,500円に、(イ)特定世帯を7,750円から7,250円に、(ウ)特定継続世帯を11,625円から10,875円に改め、ウでは後期高齢者支援金分の均等割額を3,750円から3,500円に、エでは後期高齢者支援金分の平等割額について、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を2,750円から2,500円に、9ページに移りまして、(イ)特定世帯を1,375円から1,250円に、(ウ)特定継続世帯を2,063円から1,875円に、オでは介護納付金分の均等割額を4,500円から4,000円に、カでは介護納付金分の平等割額を3,500円から3,000円に、それぞれ改めるものでございます。

第3号は、2割軽減措置に関する規定でありまして、軽減措置の適用範囲を求める際に用いる被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの加算額を490,000円から500,000円に改め、アでは均等割額を6,200円から5,800円に、イでは平等割額について、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を6,200円から5,800円に、(イ)特定世帯を3,100円から2,900円に、(ウ)特定継続世帯を4,650円から4,350円に改め、ウでは後期高齢者支援金分の均等割額を1,500円から1,400円に、エでは後期高齢者支援金分の平等割額について、10ページに移りまして、(ア)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1,100円から1,000円に、(イ)特定世帯を550円から500円に、(ウ)特定継続世帯を825円から750円に、オでは介護納付金分の均等割額を1,800円から1,600円に、カでは介護納付金分の平等割額を1,400円から1,200円に、それぞれ改めるものでございます。

条文の改正内容につきましては、以上のおりでございます。

今回の改正にあたっては、国保制度都道府県単位化に伴い、道が主体的に財政運営を担うこととなり広域連合分賦金が減少したこと、また平成29年中の農業所得が大幅に増加したことなどが要因となり、税収見込額が必要税収額を上回る見通しとなったことから、すべての税率について引き下げを行っても、必要税収を十分確保できるものと判断いたし、本改正内容といたしたものでございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。議案書10ページの下段をご覧ください。

第1項で施行日を公布の日からと定め、第2項では、改正後の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する旨を規定してございます。

以上、議案第28号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第28号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第29号、新十津川町国民健康保険事業基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第29号、新十津川町国民健康保険事業基金条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。国民健康保険法の一部改正に伴い、新十津川町国民健康保険事業基金条例についても所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 平田智子君登壇〕

○住民課長（平田智子君） ただ今上程いただきました議案第29号、新十津川町国民健康保険事業基金条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険制度都道府県単位化に伴う国民健康保険法の改正に基づき、国民健康保険事業基金の運用に関し、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書と合せて、お手元の新旧対照表11ページをご参照ください。

はじめに、第2条は、基金の積立てに関する規定でありまして、基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額といたし、第6条の処分に関する規定では、町長は基金の設置目的のために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる旨の規定に、それぞれ改めるものでございます。

今回の改正は、規定及び文言の整備を行うものであり、基金の運用に関しては改正前と変更はございません。

次に、附則についてご説明申し上げますので、議案書の中ほどをご覧ください。

この条例の施行日を、公布の日からと定めてございます。

以上、議案第29号、新十津川町国民健康保険事業基金条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第29号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第30号、新十津川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第30号、新十津川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について。

新十津川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただ今上程いただきました議案第30号、新十津川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

お手元に配付しております新旧対照表も合わせてご参照いただきますようお願いいたします。

新旧対照表、13ページをご覧いただきたいと思っております。

この度の改正は、学校教育法の一部改正に伴い、本条例において参照している法律の項番号が変更となりましたので、所要の改正を行うもので、条例第4条、大学等教育施設、第2号において参照している学校教育法、第104条第4項第2号が第7項に変更となるものでございます。

次に、議案にお戻り頂きまして、15ページをご覧頂きたいと思っております。

附則でございまして、第1項、条例の施行日は、学校教育法の一部を改正する法律の施行日と同じく、平成31年4月1日から施行したいとすることを申し上げます。

第2項は、経過措置規定で、改正後の条例における、自己啓発等休業の対象となる大学等教育施設に、改正前の学校教育法で規定する、大学の課程に相当する教育課程を含むこととするというものです。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第30号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第31号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第31号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第2号。

平成30年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,501万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,901万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくおご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第31号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第2号につきまして、内容をご説明申し上げます。

26ページ、27ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

15款、道支出金。補正額930万5千円、これは道支出金で介護サービス提供基盤等整備事業費交付金865万円に強い農業づくり事業補助金65万5千円を加えたものの総額でございます。計4億8,207万2千円。

18款、繰入金。補正額減額の4,332万1千円、これは当初予算で保育園の屋根及び暖房設備改修のための充当財源として公共施設整備基金繰入金5,551万3千円を計上してございましたが、保育園施設を増築改修する計画に変更することとしたため、当該繰入金を減額し、一般財源充当分として財政調整基金から1,219万2千円を繰入した差引額でございます。計4億8,307万円。

21款、町債。補正額900万円、これは保育園増築改修に係る起債740万円に、今冬の融雪に伴う単独災害に係る調査費に充当する現年度発生単独災害復旧事業債160万円を加えたものでございます。計6億2,740万円。

歳入合計、補正額減額の2,501万6千円、計61億6,901万1千円。

次に、歳出。

3款、民生費。補正額減額の3,865万3千円、計8億4,495万円。財源内訳、特定財源で国道支出金865万円、地方債740万円、その他減額の5,551万3千円、一般財源81万円でございます。

次に、6款、農林水産業費。補正額65万5千円、計5億1,010万8千円。財源内訳は特定財源で、国道支出金65万5千円でございます。

次に、7款、商工費。補正額357万2千円、計2億5,732万4千円。財源内訳は、一般財源357万2千円でございます。

次に、8款、土木費。補正額507万6千円、計7億8,963万3千円。財源内訳は、一般財

源507万6千円でございます。

次に、9款、消防費。補正額273万4千円、計2億8,362万5千円。財源内訳は、一般財源273万4千円です。

次に、11款、災害復旧費。補正額160万円、計960万円。財源内訳は、特定財源、地方債で160万円です。

歳出合計、補正額減額の2,501万6千円、計61億6,901万1千円。財源内訳は特定財源、国道支出金930万5千円、地方債900万円、その他減額で5,551万3千円、一般財源は1,219万2千円でございます。

次に、25ページにお戻り願いたいと思います。

地方債補正についてご説明を申し上げます。まず、追加でございます。

追加で起債の目的、保育園増築改修事業債。限度額740万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。

起債の目的、現年度発生単独災害復旧事業債。補正前限度額200万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法は、記載のとおりでございます。補正後限度額360万円。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

それでは歳出の内容についてご説明を申し上げます。34ページ、35ページをお開き願いたいと思います。

3款1項2目高齢者福祉費。補正額865万円、計1億9,003万1千円。財源内訳は特定財源、国道支出金で865万円でございます。内容を申し上げます。事業番号26番、介護サービス提供基盤等整備事業865万円。これは、町内のNPO法人新十津川ぴあネットワークが行います、ふれあいサロン事業所の改修工事に対して北海道から交付される交付金を本町が受け、同額を町から交付するために補正計上するものでございます。

次に、3款2項1目児童福祉費。補正額減額の4,730万3千円、計2億3,506万3千円。財源内訳は、特定財源で地方債740万円、その他で減額の5,551万3千円、一般財源は81万円でございます。内容を申し上げます。事業番号6番、新十津川保育園管理運営事業減額の5,480万5千円。これは、当初、新十津川保育園の屋根及び暖房設備の改修を予定しておりましたが、保育園の入園待機が見込まれ、これを解消するため施設を増築改修することに計画変更をしたところでございます。よって、当初予算で計上しておりました屋根及び暖房設備の改修経費を全額減額するとともに、必要最小限の屋根補修経費70万8千円を追加で補正するものでございます。なお、増築工事につきましては、平成31年度に行う予定でございまして、その際には仮設保育園を設置する予定でございます。

次に、事業番号11番、新十津川保育園増築改修事業750万2千円。これは、保育園の増築に係る実施設計委託料741万7千円と保育園の増築工事の再に必要な仮設保育所設置に係る地質調査手数料8万5千円を合わせて補正計上するものでございます。

次に、36ページ、37ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額65万5千円、計3億8,955万7千円。財源内訳、特定財源で国道支出金65万5千円でございます。内容を申し上げます。事業番号23番、経営体育成支援事業（大雪被害対策）65万5千円でございます。これは、今冬の大雪被害対策とい

たしまして、被害のあった農業用ハウスに対し復旧経費の3割分が補助される事業に本町農業者2件が対象となりまして、本町が補助金を受け、その同額を対象農業者に交付するため補正計上するものでございます。

次に、38ページ、39ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額357万2千円、計6,042万9千円。財源内訳は、一般財源357万2千円でございます。内容を申し上げます。事業番号9番、企業振興促進事業357万2千円。これは、NPO法人新十津川ぴあネットワークが設置する洋菓子販売及び喫茶の店舗に対し、町企業振興促進条例に基づき対象経費の2割分を補助するための費用を補正計上するものでございます。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費。補正額507万6千円、計2億8,777万2千円。財源内訳は、一般財源507万6千円でございます。内容を申し上げます。事業番号7番、道路維持車両購入事業507万6千円。これは現在、道路維持パトロール車として使用しております1トントラックが、エンジンなどの故障により走行不可能となってしまいました。これを修理するためには多額の費用がかかるということでございまして、新たに道路維持パトロール用車両を購入するための費用を補正計上するものでございます。

次に、42ページ、43ページをお開き願いたいと思います。

9款1項3目災害対策費。補正額273万4千円、計5,455万5千円。財源内訳は一般財源273万4千円でございます。内容を申し上げます。事業番号4番、地域防災力強化推進事業273万4千円。これは、地域防災マネージャーの資格を有する臨時職員を、防災対策専門員として雇用するための費用を補正計上するものでございます。近年、頻発する集中豪雨災害や地震、大雪などの災害に対応し、加えて、本町全行政区で設立されました自主防災組織への支援を強化するための雇用でございます。なお、内閣府が認証する地域防災マネージャーの資格を有する者を雇用した場合、その経費の2分の1が特別交付税で措置され、今回はこれを適用できるものを雇用するものでございます。

次に、44ページ、45ページをお開き願います。

11款1項1目単独災害復旧費。補正額160万円、計560万円。財源内訳、特定財源、地方債で160万円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、公共土木施設単独災害復旧事業160万円。これは、融雪に伴います単独災害に係る調査費を計上するものでございます。調査箇所は、学園沢川、ヌタツ川、墓地谷川の3河川で、災害箇所の復旧工事費は、第3回定例会に補正計上する予定でございます。

以上が、一般会計の補正予算の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第31号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第32号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第32号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号。

平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第32号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、内容をご説明申し上げます。

52ページ、53ページをお開き願いたいと思います。

今回は、歳入のみの補正でございます。

歳入で1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額111万5千円、これは、当初予算積算時と比較いたしまして、農業所得の増加などに伴い増額となるものでございます。計1億9,782万1千円。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税。補正額減額の111万5千円。これは、当初予算と比較いたしまして、被保険者数の減少に伴い減額となったものでございます。計39万6千円。

歳入合計、補正額は差し引きでゼロとなります。計につきましては、補正前と変わらない額で2億7,925万5千円でございます。

以上が、国民健康保険事業特別会計補正予算の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第32号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議案第33号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第33号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、名称及び数量、小中学校パソコン教室パソコン機器一式。2、取得の目的、機器の老朽による更新。3、契約の方法、指名競争入札。4、取得価格、金1,922万4千円。5、契約の相手方、滝川市流通団地2丁目4番37号、株式会社明円ソフト開発、代表取締役社長、明円直志。

裏面をお開き願います。参考資料として、財産の規格等を記載してございますので、ご参照を願いたいと思います。

なお、納入期限は、平成30年8月17日となっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第33号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、議案第34号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第34号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、名称及び数量、中型スクールバス1台。2、取得の目的、車両の老朽による更新。3、契約の方法、指名競争入札。4、取得価格、金1,706万4千円。5、契約の相手方、砂川市空知太東1条5丁目1番6号、北海道いすゞ自動車株式会社空知支店、支店長、三浦雅之でございます。

裏面をお開き願います。参考資料として、財産の企画等を記載してございますので、ご参照を願いたいと思います。

なお、納入期限については、平成32年1月17日と、これは債務負担行為をとって購入をするものでございますので、31年度になっての納車ということでございますので、そのことについてもご理解をしていただきたいと思います。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、議案第35号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第35号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、名称及び数量、圧雪車ゲレンデ整備車1台。2、取得の目的、圧雪車両の老朽による更新。3、契約の方法、指名競争入札。4、取得価格、金3,952万8千円。5、契約の相手方、東京都千代田区内神田1丁目4番2号、スノーシステムズ株式会社、取締役社長、大久保雅史でございます。

60ページ裏面をお開き願います。参考資料として、財産の規格等を記載をしてございます。

なお、納入期限は、本年のスキー場開設に間に合うように、平成30年12月7日となっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第35号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第20、議案第36号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第36号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

新十津川町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更する。

提案理由でございます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第36号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、内容のご説明を申し上げます。

現行の新十津川町過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年度から平成32年度を計画期間として取り進めておりますが、新たに計画に登載する必要のある事業が発生いたしましたので、計画の変更を行いたいとするものでございます。

議案62ページ、一番後ろでございますが、お開きを願います。

過疎地域自立促進市町村計画の変更前と変更後を対比して整理してございます。

変更箇所は、下線で示している部分でございます。区分の4、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進に、新たに（3）の児童福祉施設、保育所、事業内容といたしまして、保育園大規模改修事業を追加するものでございます。

なお、今回の変更に係る北海道との協議につきましては、5月21日に協議が整っております。また、本計画へ登載することによりまして、事業実施の際に財政的に有利な過疎債を充当することが可能となるものでございます。

以上、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第36号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査のため、7日から10日までの4日間、本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、7日から10日まで本会議を休会することに決定をいたしました。

11日は、午前10時より本会議を再開しますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後4時21分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第2回新十津川町議会定例会

平成30年6月11日（月曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 経済文教常任委員会審査報告
（委員会報告第3号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する請願）
- 第4 請願第1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する請願
（討論及び採決）
- 第5 議案第28号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第29号 新十津川町国民健康保険事業基金条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第30号 新十津川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第31号 平成30年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第32号 平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第33号 財産の取得について
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第34号 財産の取得について
（質疑、討論及び採決）
- 第12 議案第35号 財産の取得について
（質疑、討論及び採決）
- 第13 議案第36号 新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第14 議案第37号 新十津川町公平委員会委員の選任について
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第16 発議第1号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第17 議員の派遣について
- 第18 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	進藤	久美子	君	2番	杉本	初美	君
3番	鈴井	康裕	君	4番	小玉	博崇	君
5番	白石	昇	君	6番	西内	陽美	君
7番	安中	経人	君	8番	青田	良一	君
9番	長名	實	君	10番	笹木	正文	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田	義信	君
副町長	小林	透	君
教育長	久保田	純史	君
総務課長	寺田	佳正	君
住民課長	平田	智子	君
保健福祉課長	遠藤	久美子	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	後木	満男	君
建設課長	谷口	秀樹	君
教育委員会事務局長	中畑	晃	君
代表監査委員	山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮	正人	君
--------	----	----	---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、白石昇君。6番、西内陽美君。両君を指名いたします。

◎例月現金出納検査結果報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、例月現金出納検査結果報告を行います。

例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布してございます。以上で報告を終わり、報告済みといたします。

◎経済文教常任委員会審査の報告、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、経済文教常任委員会審査報告を行います。

6月6日の定例会本会議におきまして、経済文教常任委員会に付託してございます請願第1号について、審査結果の報告を経済文教常任委員長よりお願いいたします。

安中経済文教常任委員長。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） おはようございます。ただ今、議長より指示がありましたので、先般、定例会初日に委員会に付託されました件について報告をいたします。

委員会報告第3号として、平成30年6月6日。経済文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案等の番号は、請願第1号であります。件名は、北海道主要農作物種子条例の制定に関する請願についてでございます。

慎重に審査した結果、委員会として、採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員会審査報告を終わります。

これより、経済文教常任委員会審査報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

◎請願第1号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、請願第1号、北海道主要農作物種子条例の制定に関する請願を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

請願第1号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、北海道主要農作物種子条例の制定に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今、採択と決定いたしました請願第1号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配布のため、暫時休憩いたします。

〔議案配布〕

〈暫時休憩〉

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで、事務局長より日程の変更を申し上げます。
議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。皆さまにお配りしております議事日程表をご覧いただきたいと思います。

日程第17の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第18とし、日程第16の議員の派遣についてを日程第17とし、日程第15の次に日程第16として、発議第1号、北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書を追加していただきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5に入る前に、議案第28号から議案第36号までの案件につきましては、6月6日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第28号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第28号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第29号、新十津川町国民健康保険事業基金条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、新十津川町国民健康保険事業基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第30号、新十津川町職員の自己啓発等休業に関

する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、新十津川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第31号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） それでは、お尋ねいたします。

3款2項1目児童福祉費。11、新十津川保育園増設改修事業についてお伺いさせていただきます。

これについては、設計委託料と仮設地質調査ということで補正計上がされております。仮設施設の地質調査とありますが、本施設の本格的な地質調査と同等の地質調査を仮設施設でも行うのか。また、それと違う簡単な地質調査なのかということ、まず1点目お伺いさせていただきます。

それと2点目、仮設施設の建設場所について、6月定例会後に総務民生常任委員会のご報告では、町民の方にご説明をするという流れになっていたと記憶しております。もう現時点で仮設施設の建設場所についてお決まりならば、その場所をお伺いさせていただきます。

それと3点目、待機児童がいるとのこと、第1回定例会でも説明をされていたと記憶しております。本年度につきましては、農業所得が上がり、来年度に向けての農業所得者においての子供さんの入園保育料、それは増加して、保育園から幼稚園の方に移る方も多くいられるのではないかというふうに私は思います。

それと、来年の10月には国が保育園の保育料を無料化するという、そういう動きも出ております。それとかいろいろなことを鑑みますと、今ちょっと決断するのは、私的にはいかなものかなというふうに疑問を覚えるところでございます。

なぜ今、この時期に増改築を必要とした大きな推移、何をもって今決断されたのか、そ

のところをちょっとお伺いさせていただきたいと思います。以上3点よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） それでは、ただ今1番議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず一つ目の地質調査費用の調査の内容はどのような調査かということなんですけれども、こちらでは簡易的な調査でございまして、スウェーデン式サウンディング試験といひまして、予定箇所5か所にこういう簡易的な杭を打って調査するというもので、費用的には、予算計上額といたしましては8万5千円を計上させていただいているところです。

2番目での質問の仮設の建設場所はどこかということで、総務委員会の時にもお話しさせていただいておりますが、今の段階で考えていますのは、今、現保育園があります東側、公営住宅がありますが、その公営住宅を超えて、もう一つ東側に町有地の空き地となっております町有地がありまして、そこに今建設をしようかというふうに第一候補として考えております。

それと三つ目のご質問、待機児童、今年度発生いたしました、保育料が上がったり、幼稚園に移ったりだとかということで、今、増築するのはいかがというお話でございましたが、実際、幼稚園の話をも先ず先に申し上げますと、例年ですと3歳になった段階で保育所から幼稚園に移動するお子さんがいるんですけれども、今年度は1人もいらっしやらず、反対に幼稚園に行っている子供が保育園に入ってきたという現象が起きております。

それはですね、やはり親が働いているというか、共働きだったり、ひとり親の方もいらっしやいますし、やっぱり長くお子さんを預けるためにはやはり保育園ということと、幼稚園は夏休みや冬休みなど長期休業もありまして、やっぱり保育園を望むっていうのが現状となっております。

それで、いろんな待機児童対策としての今後の見通しといたしましては、今年3歳、4歳児が多く応募があったということで、今後、私どもの今の試算では、5年程度は人数はこのまま推移するのではないかというふうに考えております。

それで、議員さんもおっしゃったように、国が今予定はつきりはしていませんけれども、来年から保育幼児教育の無償化をすといひまして、この人手不足の状況も鑑みて、保育のニーズというのは、やはりこれからもっと増えていくということが想定できますので、10年先までどうかといった中で人口の増加はそれほど見込まれておりませんので、子供だけが多く生まれるということもちょっと想定しがたいんですが、少なくともですね、やっぱり核家族化の影響と、働く環境があるということで、保育所へのニーズは深まるということで、増築じゃないいろんな案もこちらとしては考えましたけれども、やっぱり言われております、いくら建物を増やしても、保育をする先生がいなければ意味がありませんので、今のこの増築案は、保育士が、例えば4歳児、5歳児でしたら30人に1人の保育士配置で基準となっておりますので、30人を受け入れるための教室を作るために増築をするというイメージで、今回増築案をとらせていただきました。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 確かめさせていただきたいと思いますけども、今年度は、このような形で保育所を増設するための調査ということでのお話でございます。

委員会の方ではお話がありましたけども、全議員が確認する意味で、この増築をしていくのに、どういうスケジュールで、どのぐらいのお金がかかるのか、来年度予算ということでの関連もございまして、その辺をもう一度明らかにさせていただきたいなと思います。

その上で、やはり私は思いますけれども、今の新十津川の子供の増え方、これを冷静に数字上から判断しても、教室を大きくするというふうな意味合いが必要だというふうには感じ取れません。

もしも、一義的にこういった人口増に、つまり保育所に入れない子供達のことを考えるのであれば、もうちょっと簡易な方法を検討してみたいかというのを言いたいですね。

例えば、2年、3年であれば、今、プレハブを建てる等の対処をして急場をしのぐというふうな方法もあるのではないかなと思います。

あるいは、今の遊具施設といいますか、子供達が遊んでいる施設を教室に変えて、新たにその遊戯を、遊ぶ場所といいますか、要するに体育館みたいなものを作るという方法もなきにしもあらずではないかなというふうに思います。

私は、父母に説明をしてということは大事なことだと思うんですけども、お金だとか、それからやる中身ですね、そういったことを十分に提供して、いろんな選択肢の中から、父母に選択してもらえるとというふうなことを試みたら良いと思うんですね。

簡単に言いますと、次年度に予定された金額が余りにも多すぎるというふうに、私は説明の段階で判断をいたしました。

それともう一つ、委員会の質疑の中でのやりとりもございましたけれども、いわゆる定員を増やすという考え方ではないということなんですね。定員を増やすということになると、今課長が説明あったように、保育士の確保が必要だというふうな論法だと思うんですけども、私は、指定管理をしているわけですから、人手の問題は行政側というよりも、指定管理を受けた者がしっかり対応するというのは基本的スタンスではないかなと思うんですね。人がいません、困りました、行政で見つけてくださいというようなことで指定管理をしているわけではなくて、いわゆる現在の定員、多分80人だったと思いますけども、その中で必要な職員数も確保して必要な保育をやってくださいということだろうと思うんですね。

その上でですよ、今何年かは待機児童の問題を解決したいと、子育てに対する支援策のその部分については十分理解できますけども、それに掛けるお金ですね、その部分も含めて、やっぱり再考をすべき問題かなというふうに考えるところが多々ございます。

そういったことを参考にさせていただきながら、仮にこの地質調査費が通ったとしましても、1年間の時間がございまして、父母等の意見を聞きながら、最少の経費で最大の効果があるようなことを、もう一度、行政側にもしっかりと考えていただきたいということを申し添えて、質問とさせていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） それではまず、8番議員さんの最初の1点目のご質問にお答えいたします。

総務委員会でもスケジュールや費用のお話させていただいておりましたが、重複しますけれども、今後のスケジュールをまず最初に申し上げます。

今回、この補正予算が通りましたところで実施設計に入ります。それは増築にあたっての実設計、それと実施設計費、今回補正しておりますけれども、その設計後の建物が地震に耐えられるかどうかというものも計算上するようになっております。

それで、仮設の園舎ができるのを、そちらに引っ越すのを来年の5月の連休というふうに想定いたしておりまして、その前にそのプレハブ園舎ができなければならないということで、プレハブの直接の工事は、年明けて2、3、4月ぐらいに園舎を仮設場所に設置するということなんですけれども、冬工事になりますので、もしかしたらですね、秋口にまた再度、秋に補正予算を計上させていただいてプレハブ経費を計上するわけなんですけれども、外作業といいますか、給排水設備の掘削だとか、先ほど杭打ちのそういう厳寒期を前にそちらの工事をやるような話もちよっと今出ております。

年明けて5月に今の園舎からプレハブ園舎に引っ越しをして、そこから増築工事が発注となりまして、増築につきましては、来年の12月ぐらいまでかかるという予定でございます。

増築工事が終わりますと、12月末または年明けてお正月辺りに新しく増築された園舎にプレハブから引っ越しをするという流れ、予定としてはそうなっております。

それで掛かる経費なんですけれども、総務委員会でお示ししております数字を申し上げますと、実施設計費から大規模改修費、大規模改修には、今回補正で減額しています屋根の改修工事や暖房設備の更新も合せて実施するということ。それと仮設園舎の設置費用、それと仮設に引っ越しする経費と戻ってくる経費、引っ越し2回分合わせまして、1億5,650万円ほどというふうに予定をさせていただいております。

それで次の質問で、この増築しなくても、これだけのお金を掛ける事なく、もっと簡易な方法でというお話がありました。それで、私どももいろいろどんな方法があるとか、事業所内保育だとか、家庭内託児をやるだとかそういうようなことも、今いろんな制度がありますから、そういうやっていただければいいなどは思ったんですけれども、なかなかその見込みもなく、極端に言ったら、そういうほかの施設を利用する方にも、そこを手厚く支援するという方法もあるのではないかというようなことも考えましたけれども、なんせですね、今回、待機児童出まして近隣の市町村の状況もいろいろ聞いたんですけれども、軒並みにほとんど空きがないということで、今回2名の方、よその保育園に広域で入ることができましたけれども、実際のところゼロ歳児だとかになると、まず空きが少ないということで、民間の託児所なども隣の町にはあるようなんですけれども、そこもいっぱいですし、最近聞いた情報でも、そこでもやはり待機と言いますか、待ちがあつてですね、そんな簡単には入れないという情報もありましてですね、なかなかいろんなところの空きがないというのが実態でございます。

それで、保育園の中の体育館、遊戯室をほかに設けて、そこで保育するという案、先ほど議員さんおっしゃいましたけれども、そこら辺も考えてみました。ですが、体育館を建てるにしてもですね、どこに代替りの体育館を建てるかということで、もちろん、そんな

遠いところに体育館建てるわけにいかなくてですね、いろいろ冬場の雪捨ての問題だとか、屋根の構造の問題だとかをいろいろ検討した結果ですね、やっぱりそれはなかなかお金もかかるし難しい、ちょっと状況的に厳しい、場所的なこともありますね、それはやはり断念せざるを得ないということで、今の保育室または遊戯室の南側も増築するのが一番状況にというか、簡易で実質可能な方法であるというふうに判断させていただきました。

あと中身について父母にも情報提供して検討してみてもどうかというお話です。父母の方には、役員の方には一応お話させていただいています。やはり今、保育園に通園しているお子さん方の親御さんが考えるのはですね、自分の子が今度待機になるんじゃないかっていう心配をやはり一番先におっしゃっていました。今年はまず入れたけれども、待機児童が出たってということは、じゃ来年うちの子が、例えば4歳になった時に、来年待機になるんじゃないかと。それは大丈夫なのかみたいなことは、私ども言われましたけれども、待機するっていうふうになったときに、どの子を入れるか、どの子を待機にするかっていうところで前もお話しましたがけれども、やっぱり優先順位をつけてですね、やはり現に困っている方の得点表みたいのを付けまして、ひとり親だったり、正規で働いてるとか、パートだとか、あとは今休職中だとか、いろんな条件の中で点数の低い方を待機に回させていただいたという中でですね、その中にもあるのは、やはり継続して通うということは、やっぱり視点が置かれるようになっていきます。

やっぱり、今年は保育園に通って来年は待機とか、やっぱりそういうことはあまり教育上っていうんですかね、教育上好ましくないということで、厚生労働省の方からも、そこは考慮しなさいと言っていますので、やはり、今入っている人は基本的には、お勤め辞めれば別ですよ、働いている限りは継続して入れるようにと私ども考えてるのそういうことではないですよっていうふうには言っていますけれども、やっぱり親御さんの心配はそこにありますので、それで私どももですね、30人規模の3歳、4歳、5歳のクラスについては、保育士の人数を増やさなくても見れる環境を整えるということで選択をしたところです。

それと、定員を増やさないっていう先ほどのお話ありましたけれども、本町の保育園は90人の定員でやっておりまして、委員会のときにもその質問されまして、まだそこまでちょっと考えていないというか、増やす、増やさないまではちょっと答弁をはっきりしなかったんですけれども、改築後、今の状況で改築された時には定員を増やしていかなければならないかなというふうには考えております。ですから、今の段階では3、4、5の教室を30人にするというような感じで考えております。

あとですね、その指定管理者がしっかり対応すべきではないかということで、保育士が足りないから行政側にとというふうなお話がありましたけれども、保育士の不足の問題については、本当に本町のみならず、全国的に言われているように、ここら辺でも同じというふうに聞いております。それでですね、そうは言いながらも、うちの指定管理者につきましては、定員以上の保育士を配置して、手のかかるお子さんだったり、障がい児のお子さんも受け入れてもらっていますので、そこには定員以上の保育士を配置しております。という中でですね、最大限受け入れられる状況を維持していただくとともに、質の向上にも努力してもらっておりまして、決して指定管理者が、何かを怠っているとか、そういう状況ではありません。

反対にこの頃は、この頃はといたら変ですね、私ちょっと分かりませんが、保

護者の方からは、好評価を得ておりましてですね、保育園に入れたいっていう、やはりそういう何ていうの、ある意味人気のようなものもありましてですね、お子さんを保育園に預けたいというふうに聞いておりますので、それはやっぱり現場の先生方が、本当に一生懸命お子さんのことを思ってやっていただいているからだというふうに思っておりますので、指定管理者に何らかの落ち度があるとか、そういうふうに私どもは一切考えておりませんし、思っておりません。

私の方からは、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 同じく保育園の関係だったんですが、やはりこの問題というのは、やっぱり何らかの形でスピーディーに対策を講じなければいけないかなっていうふうに感じております。

それで、1点お聞きしたいことが、今実際、普通の元気なお子さんんが、今回、待機という状況になっていると思うんですけども、実は本町ですね、発達に課題を抱えたお子さんも非常に増えてきている現状にあります。そういった子供というのは、ほとんど幼稚園ではなかなか預かっていただけないという現状の中、3月の総務民生常任委員会でも調査がありましたけれども、本町においては、砂川通園センターだとか、あと明和会でやっているきつずでいここ等の療育を専門とした事業所に通うケースがありますが、なかなかそこに行けてない本町のお子さんもいるようです。

それで国では、今、市町村または圏域内に1か所、発達支援センターを設けてですね、そういった療育を施す実施機関と、またそういった課題を持つお子さんの相談機関を一括してトータル的に行う、そういった療育の専門機関を設けなさいという形になってきております。

今回、この保育所の増築に伴って、そういった発達課題の方に対する、例えば、本町における児童発達支援事業もしくは児童発達支援センターの設置、こういったものもこの保育所に賦課をするというような状況は、現状のところ考えているのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） それでは4番議員さんのご質問にお答えいたします。

議員さんがおっしゃるように、前々回の総務委員会でもお示ししましたけれども、本町のお子さんたちの中の発達支援を必要とするお子さんが本当に増えています。

それで、おっしゃるとおりに、なかなか思うように砂川の通園センターが、そちらもやっぱりいっぱい、なかなかちょっと回数減らしたりとかということで、その通園センター自体も待機が出てるふうに聞いています。それはうちっていうだけじゃなくて全体として。

そんな中ですね、幼稚園には発達に障害のある子が行ってないかといえ、それはそういうことではないです。幼稚園に行っている中で、そういうことに気づく場合もありますので、一概にそれは受け入れないとか、そういうことはございません。

それですね、おっしゃるように、今度、発達支援センター置かなきゃならないことにはなっていますが、本町は今現在、砂川の通園センターの方に発達支援の部分もお願いしておりますので、広域でもって、本町の中にはないけれども、砂川市に委託をして、その部分を担っていただいているとこでございまして、今回の増築について、この発達支援センターの部分をこの保育園の中で考え、今のところ考えてはおりません。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 9款1項3目、説明4、地域防災強化推進事業ということで、防災マネージャーを今回配置されるってということで、その雇用経費が計上されておりますが、そこをもうちょっと何月から何月までの雇用経費なのか、どういう感じになっているのか、もうちょっと詳しくご説明願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の1番議員の質疑にお答えをいたします。

今回の補正予算で計上させていただきましたのは、地域防災マネージャーの資格を持つ、専門的な知識を持つ方を任用して、地域防災の向上に当たっていきたくとするものでございますが、任用期間、ご質疑ありました期間でございますが、9月から明年3月ということで予算を計上させていただいております。任用を予定している方は、現役の自衛官の方でございまして、この方が退官後、この任に就いていただくというような予定としてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。 ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第32号、平成30年度新十津川町国民健康保険特

別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、平成30年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第33号、財産の取得についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第34号、財産の取得についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第35号、財産の取得についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第36号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、新十津川町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第37号、新十津川町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 改めましておはようございます。ただ今上程いただきました議案第37号、新十津川町公平委員会委員の選任について。

新十津川町公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

提案理由でございます。公平委員会委員が平成30年8月22日付で任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央323番地7。

氏名、平幹夫。昭和26年1月20日生まれ。67歳でございます。

平幹夫氏は、平成26年8月に公平委員会委員に選任され、本年8月22日をもって1期目の任期が満了となることから、引き続き、公平委員会委員として選任するものでございます。

平幹夫氏は、公平委員会委員のほか、平成25年12月からは、民生委員児童委員を務めるなど、経験、実績ともに十分であり、人望熱く、識見を備えておりますので、公平委員会委員として適任であると考え、引き続き選任することについて、議員各位の同意を頂きますようお願い申し上げます、提案理由と内容の説明といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第37号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、新十津川町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

提案理由でございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央323番地10。

氏名、高瀬裕二。昭和26年4月30生まれ。67歳でございます。

高瀬裕二氏は、平成27年10月から4年間、人権擁護委員としてご活躍いただいておりますが、平成30年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き、人権擁護委員としてご推薦するものでございます。

高瀬氏は、人権擁護委員のほか、平成29年10月から新十津川町雨竜町子どものいじめ対策委員会委員を、平成30年1月からは菊水区長を歴任され、人格、識見が高く、人権擁護についての理解も十分兼ね備えていることから適任であると考え、推薦いたしたいとすることでございます。何とぞ、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、諮問第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

本案件は、適任、不適任の議決であります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本案は、本議会として適任の意見といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任とすることに決定をいたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、発議第1号、北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、安中経人君。

〔経済文教常任委員長 安中経人登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） ただ今上程いただきました発議第1号についての提案並びに内容のご説明を申し上げます。

提出者は私、安中でございます。賛成者につきましては、ここの記載のとおりでございます。

内容につきまして、北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出するというものでございます。

裏面をお開き願いたいと思います。意見書を提案理由として読み上げて、説明を申し上げます。

北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書。

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法が本年4月1日に廃止された。

種子法は、国や都道府県に対する公的役割を明確にしたものであり、これまで種子法のもとで、稲、麦、大豆などの主要農作物の種子の生産及び普及のための施策が実施され、生産者には優良で安価な種子が、消費者には安全で美味しい農産物が安定的に供給されてきた。

しかし、種子法の廃止により、今後、稲などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の生産及び普及の衰退が心配されている。また、地域の共有財産である種子を民間に委ねた場合、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念が指摘されている。このことは、我が国の食の安全及び食料主権が脅かされることであり、生産者だけでなく消費者にとっても重大な問題である。

また、種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がなされている。

以上のことから、本町議会は、北海道における現行の種子生産及び普及体制が守られ、農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みが後退することがないよ

う、北海道においては、次の措置を講じるよう強く要望する。

記として、3個ございます。

1、将来にわたって北海道の優良な種子が安定的に生産及び普及が図られ、生産者が安心して営農に取り組み、高品質な農作物が消費者に提供ができるよう、北海道独自の主要農作物の種子に関する条例を早期に制定すること。

2、対象農作物については、稲、麦、大豆といった北海道農業に欠かせない農作物を位置付けるとともに、条例の円滑な推進に必要な財政措置と万全な体制を構築すること。

3、食料主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、優れた道産種子の遺伝資源が国外に流出することのないよう知的財産の保護を条例に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出月日は、平成30年6月11日を予定するもので、北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹名で、提出先は、北海道知事を予定するものであります。

何とぞご審議いただきまして、ご協賛願いますよう申し上げまして、提案の説明といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書は、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 議員の派遣についてご説明申し上げます。

（1）北海道町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月3日。場所は札幌市であります。派遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、概算で7万6千円です。

(2) 中空知広域市町村圏組合主催の中空知ふるさと市町村圏議員交流会でございます。日程は7月6日。場所は砂川市。派遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、概算で3万8千円です。

(3) 議会議員管外視察研修です。日程は7月11日から7月12日まで。場所は真狩村です。派遣議員は、全議員でございます。目的でございますが、高等学校教育における支援施策及び地域に愛される学校づくりについての研修です。経費につきましては、概算で31万3千円でございます。

(4) 中空知町議会議長連絡協議会主催の議員交流会です。日程は7月13日。場所は雨竜町。派遣議員は全議員でございます。経費につきましては、概算で3万8千円です。

(5) 空知町村議会議長会主催の議員研修会です。日程は7月20日。場所は由仁町。派遣議員は、全議員でございます。経費につきましては、概算で6万5千円です。

以上、議員の派遣についての明細でございます

○議長（長谷川秀樹君） ただ今議会事務局長より説明があったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定をいたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成30年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時03分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員